

平成17年第7回野洲市議会会議録

招集年月日

平成17年12月13日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 西本 俊吉  | 2 番 矢野 隆行  |
| 3 番 梶山 幾世  | 4 番 内田 聡史  |
| 5 番 奥村 治男  | 6 番 藤村 洋二  |
| 7 番 本田 章紘  | 8 番 三和 郁子  |
| 9 番 鈴木 市朗  | 10 番 田中 良隆 |
| 11 番 藤下 茂昭 | 12 番 中島 一雄 |
| 13 番 田中 孝嗣 | 14 番 中田 幸子 |
| 15 番 小島 進  | 16 番 川口 東洋 |
| 17 番 野並 享子 | 18 番 小菅 六雄 |
| 19 番 原田 薫  | 20 番 田中榮太郎 |
| 21 番 林 克   | 22 番 荒川 泰宏 |
| 23 番 河野 司  | 24 番 秦 眞治  |

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                       |        |                       |        |
|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 市 長                   | 山崎甚右衛門 | 助 役                   | 川尻 良治  |
| 収 入 役                 | 阪口 和夫  | 教 育 長                 | 大堀 義治  |
| 政策推進部長                | 山中 重樹  | 総 務 部 長               | 山中 清嗣  |
| 市民健康福祉部<br>部 長        | 竹澤 良子  | 都市建設部長                | 北口 守   |
| 環境経済部長                | 米澤 博   | 教 育 部 長               | 島村 平治  |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長    | 坂口 哲哉  | 政 策 推 進 部<br>次 長      | 東郷 達雄  |
| 総 務 部 次 長             | 前田 健司  | 総 務 部 次 長             | 田中 正二  |
| 市民健康福祉部<br>次 長        | 高田 一巳  | 教 育 部 次 長             | 高田 利江子 |
| 都 市 建 設 部<br>総括マネージャー | 堤 文男   | 環 境 経 済 部<br>総括マネージャー | 佐橋 市衛  |
| 広報秘書課長                | 富田 久和  | 総 務 課 長               | 竹内 睦夫  |

企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 内堀 悟  | 事務局次長 | 井狩 重則 |
| 書記   | 川崎 和美 | 書記    | 赤坂 悦男 |

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様でありますので省略いたします。ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第7番 本田章紘君、第8番 三和郁子君を指名いたします。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは通告第1番、第6番 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） おはようございます。6番、藤村でございます。本日は2点の質問をさせていただきます。

先日、県道野洲甲西線の三上地先で、午前10時半ごろ、道路渋滞に巻き込まれたダンプが渋滞を避けようと急に脇道を左折し、自転車で歩道を直進してきた女性を前輪でひき、その女性がお亡くなりになるという痛ましい事故がございました。心からご冥福をお祈り申し上げるものでございます。

この事故は、第一義的にはダンプカーのドライバーの過失によるものであります。渋滞に巻き込まれ、製品を早く届けなければならないドライバーの急ぎの心理がありますが、抜け道しようといふ安全も確かめず左折した気持ちもわからないわけではございません。

この県道野洲甲西線の渋滞は、近江富士団地の住民の方々をはじめ三上学区の多くの方々が日々の生活でご苦労なさっており、近江富士団地ではこれがために若い方々が団地を出て、他の交通環境のよいところにお住まいになったりしておりまして、団地の高齢化に拍車がかかり、まちづくりそのものも危機的な状況になっております。また、三上の地域では、朝夕に渋滞の抜け道として町内の生活道路に通勤の車が入ってまいります。通学する子どもたちがひやっとすることも多く、各議員の方々からも何度も一般質問でこの渋滞問題、渋滞解消を取り上げていただいているところでございます。

この渋滞の大きな原因の一つに、国道8号線の渋滞の影響を述べられておりますが、渋滞の解消の決め手と言われる国道8号線バイパスにはいろいろなご意見もございまして、まだ測量に入っていないところもございます。完成までには多くの時間が必要と考えます。それまで県道野洲甲西線の渋滞をこのまま放置しておくということは、市民の暮らしや安全を守る上では絶対に許されないとのお思いで、一日も早い渋滞解消の具体策の実施を求めておりましたが、今回このように尊い命が奪われる結果となり、残念でなりません。この事故の犠牲になられました女性にお報いするためにも、野洲市としての一日も早い渋滞解消策と安全確保を要望し、野洲市の考え方と取り組みについてお伺いいたします。5点お答えをいただきたいと思っております。

まず第1番目、今回の事故に対する市としての考え方。

2番目、県要望への取り組みを昨年4月より現在までに至る間、時系列で具体的に述べていただきたいと思っております。

3番目、三上小学校交差点信号機設置と改良工事の進捗状況についてお伺いします。

4 番目、通学路の安全対策、また歩道の整備につきましてもお願いします。

5 番目、8 号線バイパス完成までの対策について、具体策があればお答えいただきたいと思います。

続きまして、2 点目の質問でございます。

市民が主役の環境行政についてお伺いします。地球環境が重大な問題になっております。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、ごみ問題など、その深刻さは日々増大しております。

このような状況で、本年3月議会でも私は地道な環境施策の推進という内容で一般質問をいたしました。市長の方針である人権と環境を土台にした市政の中で、環境問題についてはまだまだ市民を中心とした行政の推進ができていない。行政が一方的に働きかけるのではなく、市民が環境問題をそれぞれの生活課題の一つとして位置付け、生活を見直し、社会に働きかける。言うならば、人の暮らしそのものの取り組みをしていく、まちづくりそのものの取り組みをしていくべきであるにも関わらず、今まで行ってこられました野洲市の環境行政は、一方的に市役所が提案し取り組みを進める、いわば、言い過ぎかも知れませんが、花火を打ち上げるような政策も多く、地道な施策の推進ができていない。このような趣旨で考え方を改めるように提言をさせていただいたものでございます。

今、新たに野洲市が環境基本計画を検討されております。旧野洲町では、平成14年3月に野洲町環境基本計画が策定委員の方々のご努力で、立派な基本計画としてでき上がりました。この中では、目指すべき環境目標として、1、廃棄物が少なく資源が循環する環境にやさしいまちをつくる、2、環境保全活動にみんなが取り組むまちをつくる、3、多様な生き物が生息する自然が豊かなまちをつくる、4、公害がなく安全で潤いのある快適なまちをつくるとなっておりますが、結果的に文書だけのものになっているところも多くあります。数値目標や環境教育の推進、人材育成など、不十分なものとなっております。

ごみ問題にいたしましても、このままでは最終処分場は12年で使えなくなるというふうに、市長はこの前もおっしゃっておりました。最終処分場の延命策として、ごみ量、埋め立て量を少なくして使用期限を伸ばすなど、市民全員が参加する取り組みが急務であります。市民が率先して取り組む環境のまちにするため、環境を土台とした取り組みについて、野洲市の考え方を3点お伺いいたします。

1、環境を土台とする市政とは何か。

2、環境課、政策推進課、それぞれが環境施策について取り組みをされておりますが、

この役割についてお伺いします。

3、市民の意識の変化と具体的な行動を促す施策の検討の一つとして、クリーン推進員の復活、エコドームの建設についてお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。

それでは、藤村議員の1点目のご質問であります県道野洲甲西線の渋滞解消についてお答えをいたします。

まず1点目の、今回の事故に対する市としての考え方ではありますが、今回の事故は県道野洲甲西線が渋滞しているため、車両が国道8号線への抜け道を近道をしようとして左折したため発生したものであり、大変痛ましく悲しいことであると真摯に受けとめ、改めて一日も早く渋滞解消を図る必要があると認識しております。つきましては、道路管理者であります県に対し、今まで以上に強く求めていきたいと考えております。

次に、昨年4月からの県要望の取り組みを時系列に申し上げますと、平成16年5月26日に県南部振興局の道路計画課へ交差点改良の要望にまいりました。また、この要望時に、この交差点における右折車両の台数や割合を把握するようにご指摘を受けたことから、平成16年6月10日に交通量調査を行い、この結果をもって、また6月15日に三上学区より野洲市あてに要望を受けたことから、6月24日に県南部振興局の道路計画課へ再度要望を行いました。また、6月30日には地元関係者から、交差点改良について県南部振興局の道路計画課へ要望活動を行っていただいたところでもあります。その後、平成16年8月には対県要望といたしまして、県土木交通部長をはじめ、県南部振興局にも要望活動を実施しております。また、平成17年3月7日には、自治委員の承諾のもと、右折信号を設置していただくよう守山警察署へ要望活動を実施させていただいております。今年度に入りましては、平成17年8月2日に県南部振興局、また8月8日には県知事をはじめ土木交通部への要望活動を行うと共に、10月19日、11月29日にも県南部振興局へ再度要望を行ったところであります。

次に、三上小学校前交差点の右折信号機の設置と改良工事の進捗状況につきましては、先ほど申しましたように要望活動を行ってはおりますが、改良工事の着手時期等につきましては、残念ながら進展を見出せておりませんが、右折信号機の改良につきましては、今年度内に改良予定であるとお聞きいたしております。

次に、通学路の安全対策、歩道の整備につきましては、県において策定されております道路アクションプログラムには載っておりませんが、ご指摘のように児童・生徒や住民の事故防止のため、交差点改良とあわせて、引き続き県へ強く要望してまいりたいと考えております。

次に、国道 8 号バイパス完成までの対策につきましては、三上小学校前交差点改良や歩道設置などについて、野洲市として何ができるかを考え、県や地元関係者と協議しながら、取り組み可能なものについては取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さんでございます。

ただいまの藤村議員の 2 点目で、環境問題についてのご質問でございますが、この中で 1 点目と 2 点目について私の方からお答えを申し上げ、3 点目の具体的な行動を促す施策の検討については、部長の方からお答えを申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

まず、環境を土台とする市政とは何かと、こういうお尋ねでございますが、まちづくりの基本的な理念でございます「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくり」、これは常々私が申し上げている一つの理念でございますが、すべての施策に生命の基盤である人権と環境のフィルターを絶えず通し、市行政に反映していこうと、こういう思いをいたしております。市民の活動と共に歩みながら、人権文化、環境文化、そして協働のまちづくりを根付かせていこうと、そしてほほえみ・ときめき野洲市を創造していこうと、こういう思いをいたしております。私は、人権も環境も人の命だと、こういうふうにとらまえて、環境問題を高度な見地から取り組んでいると、こういうことでございます。

その中で、環境政策は所信表明でも申し上げましたように、世界の環境問題の中で最も大きく喫緊の課題であります温暖化対策に焦点を当てておりまして、エネルギー問題と位置付けております。それを軸としながら、市民協働でさまざまな環境対策を展開していこうと、こういう思いで取り組んでおります。このことは、2001 年に開催いたしました環境自治体会議全国会議、そのときのテーマ「新しい文明の創造」での野洲宣言の中で、市民の皆さんと共に野洲市内外に発信した経緯もあります。

そこで、この野洲宣言の内容を見ますと、近江三方よしから近江五方よし、こういう宣言をいたしました。その内容はすなわち、売り手よし、買い手よし、世間よし、子孫

よし、つくり手よしと、この5つの方向付けをしていこうと、こういうことで宣言いたしました。その中で、それぞれの役割についても宣言をしたわけですが、首長は住民の長であることの再認識をして、議会は住民の最高意思決定機関であることの再認識をしたと。そして、行政は住民の主体的活動のサポーター機関であることの再認識、また行政の透明性の確保をし、また対話行政の展開をやっていこうと。行政の機構改革、これは縦断的な、また横断的なシステムの確立をしていこうと、こういうことでございまして、次に住民が果たすべきことについても宣言をいたしております。自治体の主体であることの再認識をして、住民としての自覚と責任を求めていこうと。そして、消費文化からの価値観の転換、共生の視点に立脚した消費活動、生産活動の展開をしていこうと。行政との役割分担を行う、個人でできることは個人で、個人でできないことは団体で、団体でできないことは行政と共に。これは絶えず申し上げていることですが、いわゆる協働のまちづくりの原点がここにあるわけでございます。

そこで、首長と議会と行政と住民は国際的な一員であることの再認識を持って、責任ある自治体として国家間対立を克服して、京都議定書の二酸化炭素削減6%を最低目標としていこうと、こういうような宣言をいたしまして、それ以後取り組みをいたしているわけでございます、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、環境課と政策推進課の役割分担についてのご質問でございますが、課題としてのとらえ方を言いますと、政策推進課は政策課題を中心としてその推進を図るものでございまして、環境課等の原課は、管理課題を担っていくということで考えております。例えば、ごみの分別や公害の規制など一定の方向性があるものが管理課題となりますが、エネルギー政策など、市として方向性が定まっていないものは政策推進課が主体となってその方向付けをしていこうと、こういうことでございまして、さらに政策推進課においては縦割り行政から横への連携を考えた取り組み等、先導的、試験的なことへの関わりをしていく必要があるということで考えております。ただし、政策を考える場合は市民や原課の意見と切り離して考えることはできませんので、このことは基本的な課題として市民や原課との連携を図ることが当然必要であろうと、こういう位置付けをいたしまして、政策推進課と原課、行政手法をもって行政指導する環境課とに分けていくと、こういうことでご理解をいただきたいと思えます。

以下、部長の方でお答えをさせます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 続きまして、藤村議員の市民が主役の環境行政についての3点目の市民の意識の変化と具体的な行動を促す施策の検討、クリーン推進員の復活、エコドームの建設についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の件につきましては、市民参加の環境行政について、最も重要なことであると考えております。市民の具体的な行動を推進する場合、市民及び自治会と行政の連携は大変重要な点になってまいります。

そこで、今年度から2箇年計画で策定いたします新たな環境基本計画の内容について、十分理解をしていただけるよう、計画策定の途中段階におきまして中間報告会を開催するというようなことで、市民あるいは自治会への情報提供を十分に行っていきたいというふうに考えております。そうした中で策定業務を進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

また、新たな環境基本計画の中におきましては、具体的に自治会活動に直接働きかけるような計画が必要になってきます。このことは、今後策定委員会で具体的に検討してまいります。例えば市内すべての自治会に環境に関する組織を持っていただくことが大切であり、今まで旧野洲町で設置してこられましたクリーン推進員的な意義を十分に検討いたしまして、全自治会において活動いただくということによりまして、地域の方々の環境についての意識を高めていただき、ごみの適正排出、あるいは地域の環境保全等についても、組織的に取り組んでいただくことが可能になるというふうに考えております。

また、環境の大きな課題でございますごみの減量につきましては、環境配慮の4R、いわゆるリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルにつきましては重要な点であると考えております。この中で、ごみの適正処理と循環型社会の構築を目的として、市民が利用しやすい利便性の高い拠点となる施設が今後必要になってまいります。

このようなごみ減量を目的といたしまして、市民自ら行動し利用していただく拠点施設につきましても、市民の意見が反映された新たな環境基本計画策定におきまして、整備方針等を計画策定することにより、今後の検討に役立てていきたいと考えております。

以上のことから、従来の行政主導ではなく、市民参加による市民のための実践可能な環境についての計画策定により、市民全体の環境に対する意識改革を行い、また市民が環境を意識した行動が実行できる、また実行しやすい施設や制度を環境施策として実施していくことが重要であると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 藤村議員。

6番（藤村洋二君） それでは、今のご答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

それぞれの項目、通学路5点、環境3点についてお答えをいただきました。それなりに理解はしたつもりでございますが、ただ、やはりそれぞれの回答が若干具体性に欠けるといふふうに思います。

県道野洲甲西線の渋滞解消につきましては、真摯に受けとめるというご答弁でございましたが、回答内容を見ますと、どうしても三上小学校の交差点の改良、信号機の設置以上のものが何も出てこないということで、非常に失望をしているところでございます。昨年3月議会でも一般質問をさせていただきました。やはり、三上学区の住民の皆さん方の道路渋滞に対するご苦勞を、何としても一日も早く解消してほしいという願いを皆さん方にご理解いただくということでお話をさせていただいたわけございまして、先ほどのご答弁にありましたように、6月10日に交通量調査をいたしました。これにつきましても、三上学区の役員総出で交通量を、湖南振興局の皆さん方に本当にわかっていただこうと、その数字を理解していただいて我々の状況を一日も早く改善していただきたいということで交通量調査を朝7時からずっと役員がやったわけございまして、6月30日にその内容を持って県の湖南振興局に要望活動をするということで、住民も皆さん方と共に必死にこの状況をよくしていこうということでやらせていただいたわけございまして、17年度の予算で信号機の設置を認めていただいたということで、本当によかったなというふうに喜んでいただいておりますが、実際にこの17年度になってから、何も前進してこない。信号機の問題、交差点改良の問題を市役所の皆さん方にお尋ねをしても、何ら回答が出てこない中で、このような事故になったわけでございます。

18年度の国・県要望が要望書として出ております。その中でも、国道・地方道の整備促進の3、主要地方道の整備促進というところで、野洲甲西線の歩道整備と右折車線の整備を要望していただいておりますが、17年度になってからはたった3回しか活動していただけていないのですね。8月2日に南部振興局へ行った、8月8日に県に要望しました、11月29日に振興局に行きましたと、この3回の具体的な活動をしましたということですが、この8月2日と8月8日の南部振興局、県要望のこの2回については、恐らく国・県要望を具体的に国にご説明をする機会をつくられたのであって、個別の県道野洲甲西線の渋滞についてお頼みに行かれたのではないのと違うかというふうに思います。この国・県要望書の説明に行かれたのが8月2日、8月8日ではないかというふうに思うのです。

そうしますと、現実にはほとんど何も言っていない状況の中で、このような事故が起きたということですね。民間の人間なら、私も民間企業に勤めていましたので、仕事のしぶりはわかるのですが、やはりお客さんのところへ行って、夜討ち朝駆け、毎日毎日そこへ行きます。そして自分の熱意を示しながら、自分自身の人間を売りながら、やっぱり理解をしていただいて、相手の方に同じ気持ちになっていただくような努力をする。年に1回要望書を出しただけで前進しませんでしたと、そんなことが仕事として言えるということはないというふうに私は思っております。8月2日も8月8日もそうでありませんよと、国・県要望書でなく個別の案件として私たちは一生懸命やりましたということなら、それはそれでいいのですが、この点についてそのように考えざるを得ないというふうに思っています。

それで、再度3点についてご質問いたしますが、17年度になってから振興局と三上の交差点改良工事について、具体的にどのような折衝を持ったのか。内容についてお尋ねします。

2番目に、三上小学校の信号機、年度内の設置の見通しとの回答をいただきました。私も守山署のご担当といろいろお話をさせていただきました。信号機を付ける以上は、右折の前に直進の車がとまっていたらどうしようもない。やはり右折だまりをつくらないと効果がないのだから、野洲市にも県にも右折だまりをつくれということで話をしているから、年度内には付けるけれどもなかなか、予算としてはあるけれども付けるということまではできないということを私にはおっしゃっていた。今日の回答では、一応付けるということになったということなのですが、その背景、公安が了解した内容を教えて下さい。私には右折だまりがないことにはこれは無理だということをおっしゃっていたのですけれども、今回はもう年度内には信号機は付きますという話でございますので、この公安が了解していただいた背景、右折だまりを喫緊につくりますという約束をしたとかいろんなことがあるでしょうから、この点についてお伺いします。

3点目ですが、三上小学校のグラウンド横、また三上小学校とヒラカワガイダムの間を今回の事故に起因して大型は通行どめにさせていただきたい。これは三上の自治会の要望でもありますし、また公安としても同じようなお考えでございますので、年内には恐らくそういう規制がしかれるだろうというふうに思います。そうなりますと、県道野洲甲西線はさらに渋滞が増すわけでございますので、やはり交差点改良以外の渋滞策というものを具体的に示していただかない限りは、住民としては生活ができないというふうに思いますの

で、以上3点について再質問をさせていただきます。

続きまして、環境問題でございますが、今も市長の方から本当に懇切丁寧にご説明をいただきました。市民を中心として環境施策を推進していく、すべての野洲市の施策を環境のフィルターを通して取り組みをしていくということで、力強いお話をいただいたわけでございます。今市長のおっしゃった環境問題、地球温暖化対策だけでなく、やはり循環型社会の建設というものも大きな政策課題としてあるだろうというふうに思いますので、この2つを両輪として取り組んでいただく。これは大事だろうというふうに思っています。

この中で、今政策推進課は自然、省エネを担当、また地産地消も担当されておりますが野洲の家庭部門で考えましても、電化製品の増加で温室効果ガスはまだまだ増加しているのではないかと。市民も関心は高いけれども、行動に参加はできていない。こういうふうな現状になっているというふうに思っています。政策推進課と環境課の絡みにつきましては、ご説明いただきましたように、やはり政策を立案していく、その中で原課とも、また市民の皆さん方とも十分協議をしながら政策内容を決めていくということでございます。それはそれで結構かと思うのですが、やはりこういう原課とのプロジェクトを立ち上げた中で、事業を進めていくのは、原課が取り組んでいくということが効果があるというふうに思っております。その辺について、もう一度お考えをお伺いしたいというふうに思っています。

それと、クリーン推進員の問題でございますが、クリーン推進員は旧野洲町でごみの分別指導などを行う地域のリーダーということで、行政区ごとに100世帯に1人、138人の推進員がおいでになりました。合併でなくなったわけでございますが、私も最終のクリーン推進員に任命をいただきまして、2年間させていただいたところでございますが、クリーン推進員がなくなったというのは、住民意識が高まって不要になったというわけではなく、合併によるものだというふうに思っておりますが、やはり環境に意識を持つ人が毎年毎年できてくる。また自治会で環境問題に前向きに取り組んでもらえる、こういうふうな自治会がつかれる。順番に人が替わることによって、多くの市民の皆さん方が環境に対する問題意識を持つようになり、環境問題に取り組むようになってくる。それと、住民の皆さん方お一人おひとりに、クリーン推進員を通じまして生の情報が提供できるというような、大きなメリットがあるわけでございますが、なくなってから現在の市民の意識がどのように変わったか。これについてもわかりにくいと思いますが、分別収集の状況、資源ごみ回収の状況から、どのようにご判断をされているのか、具体的にお話をいただきたい。このように思っています。

それと、エコドームの建設ということでお話をしております。エコドームというのは環境自治体日進市の実現に向けての拠点として、日進市で設置された資源ごみ持込み回収施設でございます。市民活動の支援とかシルバー人材センターの運営によるリサイクルショップなどを併設されております。私はたまたまエコドームということで申し上げておるのですが、市長はまちの駅構想の中で、ちょうど銅鐸博物館の前にまちの駅をつかって地産地消、またリサイクルステーションをつかっていきたいというようなことをおっしゃっておられました。現在、まちの駅の問題につきましてはお考えが変わってきたようでございますが、リサイクルステーションということで、具体的に言及をいただいたと思っております。また、新市まちづくり構想でも、ごみの適正処理と循環型社会の構築に向けて(仮称)リサイクルステーションの整備ということも出ておりますが、今回このご答弁では拠点施設ということで、具体的なそういう回答から一步も二歩も後退したのではないかと、このように思います。やはり、すべてを基本計画にゆだねるのではなく、基本計画の中にぜひその拠点として情報発信も含めた、環境教育も含めた拠点としてのエコドーム、リサイクルステーションをつかっていくということが非常に大事ではないかというふうに思っておりますので、この点につきましてもご質問をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長(荒川泰宏君) 都市建設部長。

都市建設部長(北口 守君) 藤村議員の再質問の第1点目でございますが、本年度の要望活動は具体的にはどのようなものかというご質問でございますが、今年度に入りましたは、三上小学校前の信号機の交差点のところの改良というか、右折だまりの検討ということで基本図を作成いたしまして、県の方の担当と協議をさせていただいております。しかしながら、あそこの道路幅員が11メートル余りということで、両側歩道が付いておまして、かなり狭いということでございまして、そここのところの両側歩道、それから3車線をとる場合にどれぐらい用地が必要になるかというような具体的な検討を県とさせていただいておりますが、何分ご承知のとおり、両側に民家が建ってございまして、かなり難しい状況にあるというのが現在の状況でございますが、何とか工夫いたしまして、あそこで右折だまりがとれないかということで、現在も協議を進めているところでございます。あと、先ほども申し上げましたように、道路管理者は県であります。野洲市としても何ができるかを工夫いたしまして、取り組めるところは取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。あと、2点目、3点目につきましては市民健康福祉部の方からお答えをさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、藤村議員の再度の2点のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の信号機の設置につきまして、公安が了解をした背景でございますが、ご質問のとおり、また今部長が答弁をしましたとおり、この右折だまりの道路の改良をするということが条件で信号機の改良ということを知っておりますので、今部長が答えましたように、引き続きこれにつきましては要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目のグラウンド横の通行規制でございますが、これは現在周辺の企業だとか住民の方の了解が必要でございますので、その了解をとる作業をしておりまして、守山警察署からは来年の2月ぐらいには通行規制をするというふうに伺っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） 藤村議員の再質問にお答えいたしたいと思いますが、原課との連携についての質問であったと思いますが、その点につきましては先ほど市長が申し上げましたように、政策課題の原点といいますか、もとは市民生活そのものの中にあると認識いたしておりますので、そういった意味で今後も各課並びに市民との連携を密にしまして政策課題に対応してまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、藤村議員の再質問でございますけれども、クリーン推進員の件につきましては、藤村議員がおっしゃいましたように、平成9年度から旧野洲町で実施されてきまして、15年度に廃止されたということでございますけれども、ごみの分別排出につきましては、各家庭でほぼそうした意識が定着してきたということから廃止されたということでありまして、その後、引き続きクリーン推進員的な、そうしたものにつきまして設置されておられる自治会につきましては、市内でも現在数多くあるというふうに伺っております。

そうしたことで、クリーン推進員制度の復活につきましては、今現在環境基本計画策定委員会を月2回開催させていただいているわけでございますけれども、今後も17、18

年度にかけて2カ年計画でこうした計画を策定する予定をしているわけですが、そうした中で、そうしたクリーン推進員的な組織につきましても、自治会等のご意見あるいは策定委員会のご意見も十分お聞きしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、ごみの分別収集、あるいはそうした状況についての市民の意識、認識のご質問でございますけれども、現在市におきましては、ごみの分別の収集、12種類の分別収集を行っております。その中で、平成9年4月から施行されました容器包装リサイクル法によりまして、容器包装リサイクルの資源ごみ、現在8種類あるわけでございますけれども、そうした収集体制も整ってきまして、適正排出というようなことを心がけて啓発も行ってやっておるわけでございますけれども、その中で特にペットボトル、あるいは古紙、古布等につきましては、再資源化、ごみの減量化の中で収集量は増加してきておるという状況でございます。ところが、プラスチック容器類につきましては、収集いたしました全量にいたしまして40%から50%の異物が混入しているという状況でございますので、このことにつきましては、それぞれ各自治会によって地域差はあると思いますが、住民の意識の向上を図る必要があるというふうに考えております。

また、ごみの適正分別収集につきましてもの制度の理解に関します啓発の不徹底という部分もございまして、今後ごみの分別によりましてリサイクルの推進と可燃ごみの減量化ということを図っていききたいというふうに考えております。

それと、他の環境の現状でございますけれども、ごみの不法投棄の問題でございますが、現在不法投棄監視員、これは各自治会にそれぞれ2名の方をお願いして活動をいただいておりますという状況でございます。それとクリーンパトロール制度を行っておりまして、そのクリーンパトロールにつきましては、散在性のごみの収集、あるいは啓発という役割を果たしていただいているという状況でございますけれども、一向にそうしたごみの不法投棄、あるいはごみのポイ捨て等が後を絶たない、減らないという状況もあるわけでございますので、適正処理に対する住民の意識の欠如があらわれておるといふふうに認識をいたしております。

こうした件につきましても、今後監視方法の強化、あるいは工夫をしながら、また啓発を行いながら、住民の意識の改革ということを図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、リサイクル施設の整備の件でございますけれども、議員がおっしゃいました新

市まちづくり計画の中にも、リサイクルステーションの整備計画の検討というようなことで位置付けされております。そうしたこともございますので、当然市といたしましても、そのことについては今後検討していかなければならないと、循環型社会の形成という意味でも必要があるというふうに考えているわけでございますけれども、先ほど申し上げました環境基本計画の策定委員会、現在開催しておるわけでございますので、そうした中でも検討をいただきながら、今後十分整備に向けての検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 藤村議員。

6番（藤村洋二君） 再々質問をさせていただきますが、交通の問題であります、信号機の背景が右折だまりの設置ということでのお話であったというふうに思っておりますので、今建設部長からも住民福祉部長からもそれなりに聞かせていただきましたので、この信号機の設置は年度内にやっていただき、また右折だまりにつきましては工夫の中で付けていただける、右折だまりの道路改良工事をしていただけるというふうに判断してよいのだろうというふうに思いますので、その点についても再度ご回答いただきたいというふうに思っています。

それと、2月から大型の規制をしていただけるようになるということで、具体的におっしゃっていただきましたが、そうなりますと、本当にまた道路渋滞が非常に激しくなってしまうので、具体的な三上小学校の交差点改良、信号機の設置だけでなく、他の具体策はないのかということでお尋ねをしましたが、それについてのご回答はありませんでした。それで、私の方から申し上げますが、例えば一つの例としましては、国道8号線の交通量調査をいたしましたところ、左折車両と右折車両、直進車両、これは大体五分五分であります。ということは、直進車は8号線に高架をつくりまして、直進車だけ通過していただいて、左折だけが国道へ入っていくという形にすると半分になってくるということですので、これが一つの方策として県に対して要望ができないだろうかということが一つ、それともう一つは、昭和33年に都市計画決定されております野洲川右岸線、そちらの方を使っていくということも一つの方法なのですが、土地改良が終わった田んぼの中に道路をつくっていくということもできませんので、今希望が丘から出てまいりました三差路がございます。信号機がある三差路でございますが、この小山川の堤防から大山川に入りまして山仙組まで行くということで、今サイクリング道路になっているのですが、

ここを、この堤防を利用して、片道になるかも知れませんが、一方通行になるかも知れませんが、とりあえず国道向きの車をそちらの方に誘導していただけるような工事を市道としてやっていただく。これを国、また県の方へ要望していただいて、市道としてつくっていただくということをしますと、道路の買収費用はかかってまいりませんので、費用的にも1億円はかからんようなことで山仙までの道路はできるのではないかというふうに思っておりますので、これも可能ではないかというふうに思います。

この2点について、先ほどの右折だまりをつくるという判断でよいのかという1点と、もう一点が新たな道路の建設ということで、本来は野洲川に橋をかけてもらうというのが一番なのですが、もう当面の対策としての8号線を高架化するか、また山仙までの大山川、小山川の堤防を使ったバイパスをつくっていく。こういう例についてご検討いただけるかどうかお答えをいただきたい、このように思います。

環境問題でございますが、今も聞かせていただいておりますと、やはりクリーン推進員があった方がいいのと違うかなと思うのですが、このプラスチックの処理につきまして、新たに制度を導入していただいて、クリーン推進員がおりませんので、まだまだ適正分別ができていないと。収集量はふえているけれども、収集の40ないし50%に異物が混入しているということを聞かせていただきました。この前、プラスチックの処理費はどれくらいかかっているのですかということをお聞かせいただきますと、キロ当たり6円かかっていますと。ただし、これを焼却炉で燃やして処理をしていくと、4倍処理費用がかかるといふように聞かせていただきまして、今の40ないし50%の異物混入、不適正な処理をしたプラスチックの処理は、費用としては24円がかかってくるということで、特別に高い金額がかかってくるわけですね。そういうことを考えますと、やはりクリーン推進員を制度として復活していただくということは、非常に意味のあることではないかというふうにも思っています。

それと、リサイクルセンターにつきましては、今後検討していかなければならないというふうにお聞かせいただいておりますが、自治会長も日進市のエコドームにつきましては、自治会長区長会のときだったと思うのですが、訪問されて検証されたというふうにお聞きしておりまして、一定の評価をいただいていたというふうにお思っております。やはり、一人ひとりの市民が環境問題に取り組めるように、環境教育、情報提供の場、それと共に資源回収システムの充実を図っていくことが非常に重要であると思っております。今のそれぞれの集積場での回収になりますと、曜日が固定されておりますので、なかなかその日に出せない。

また、家にその日まで置いておくと、家に保管場所が少ないということで、何としても早く集積場だけでなく、違うところへでも持っていかせていただくということをしていこうということになりますので、どうしても回収システムをもう少し充実していく必要があるというふうに思っておりますので、そういう意味からぜひ、エコドームという名前にこだわりはしませんが、そういう施設を、リサイクルセンターなりリサイクルステーションなりエコドームなりということで、環境教育、情報発信も含めた場となるようなエコドームの建設、施設の建設をしていただきたい。このように思っています。

あと、要望ですが、環境問題の取り組みは非常に一生懸命やっておられる方もあるわけですが、やはり基本的にはすそ野をどのように広げていくかということが一番大事であります。どうしても、地球を守っていくという大きな命題の中で、眉間にしわを寄せた活動をしていくということではなく、やはり自分の行動が楽しい、自分の自己実現につながる、やりがいがある、みんなでやっているという共有意識、こういうのがある。また、環境に配慮したら非常に経済的に得だと、こんな思いの活動にこの環境問題を進めていっていただくような環境行政をしていただきたいなど。これは要望でございます。環境につきましては、クリーン推進員の問題とエコドームの建設につきまして、もう一度ご回答いただきたい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再々質問ということでございますが、まず交差点の右折だまりの改良工事、実施できるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、道路幅員が不足しておりますので、何とか工夫をいたしまして、県と協議をしながら右折スペースを確保したいというふうに考えておりますし、また先ほど信号設置の件の折にお話が出ましたが、右折だまりを設置するのが条件というふうにもなっておりますので、これにつきましては積極的に努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、次に他の具体策はないのかということで、議員の方からお示しをいただきました立体交差、また別ルート等も考慮に入れながら、渋滞解消策を模索していきたいなどというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 藤村議員の再々質問でございますけれども、クリーン推

進員制度の復活という件でございますが、経過につきましては藤村議員も触れられておられましたとおりでございます。住民の分別収集、市としての分別収集の回収の制度は体制が整ったというようなこともございまして、制度が廃止されたというようなことでございますが、先ほど申し上げました制度の復活につきましては、現在環境基本計画策定委員会を開催させていただいております。その策定委員会につきましては、市主導の策定委員会ではなく、やはり市民、行政が協働いたしまして、そうした協働の中での実践可能な基本計画の策定というようなことを第一義においておるわけでございますので、そうした中で、また各自治会の現状、声等もお聞きしながら、そうした復活につきましては慎重に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

それと、あとエコドームの件でございますけれども、これにつきましても、先ほどご答弁させていただきましたように、新市のまちづくり計画の中で、整備について検討するというようなことをうたっておるわけでございますので、原課といたしましても、これも先ほどのクリーン推進員と同様、環境基本計画策定委員会の中でも十分ご検討をいただきながら、またそれぞれ近隣の先進の市の実情等も勘案しながら、整備に向けての検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第2番 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） おはようございます。2番、公明党、矢野隆行でございます。

このたび、市民の皆様の熱い思いを市政に届けるべくここにまいりました。私も市民の皆様が住んでよかったとだけ思っていたような野洲市づくりに全力で取り組んでまいりたいと決意しております。それには、市長はじめ先輩議員、また行政の皆様のよきご指導をよろしくお願い申し上げ、それでは質問とさせていただきます。

1点目、野洲市の安全な道路づくりにつきまして、質問させていただきます。

野洲市民が日常安全と思わない道路が、市内には何カ所かあるかと思っております。特に、緊急に改善してほしい箇所をお聞きいたします。県道48号線であります。小南の交差点から篠原駅までの間が、通学路にも関わらず道路幅が狭く、高校生、中学生が朝晩車に当たりそうになりながら通学されております。私も10月、現地を朝6時から7時半まで2日間にわたり視察してまいりました。

通学しておりました子どもにお聞きしましたが、毎日が怖い思いで通学しておりますと答えてくれました。本当に怖い思いをさせて済みませんと心で謝る思いでございました。

これから寒い冬に向かいます。雪でも降るとますます道路は狭くなり、危険がますます増していきます。この問題をどこまで県の方に申し出されましたか。

同じように県道2号線であります。久野部の信号から生和神社前の感应式信号までの間、最近特に交通量が多くなり、この近辺で生活されております住人の方が横断歩道を渡のに、大変危険であるとお聞きしました。現地を11月初めに調査に行きました。夕方の暗くなる時間帯に行き、確かに暗くて、通行中の車はかなりのスピードで通過します。横断歩道の前で待ってとまる車は1台もありませんでした。現に横断中の死亡事故が多発していると聞いております。近所にお住まいの方に聞きますと、近日中に点滅信号を取り付ける計画があるとお聞きしましたが、信号機の取り付け計画があるのか、またこんな危険な道路をいつまでもこのままにしておいていいのか、当局の意見をお願いいたします。

2点目でございます。安心安全な野洲市づくりにつきまして、質問させていただきます。

市においても、市営住宅にお住まいの市民の皆様安心して暮らしていただくよう、どのような点に気を付けていかなければならないかという点でございます。永原の市営住宅4階建て4棟の件でございます。住んでおられる方に聞いたところ、築40年ほどは経過しているとのことでした。そこでお聞きしたいのは、この建物に安心して住んでいいですよという安心の問題でございます。たちまち水道管の水漏れはないのか、耐震検査は完了しているのか等の問題はありますか。また、住んでおられる皆さんに安心して住んで下さいと言えるのか。当局の見解はどうですか。

次に、アスベスト問題でございますが、野洲市内におきまして公共施設等の使用設備等の検査は完了したのか、また改修必要な物件がありましたか。また、野洲市におきまして、アスベストによる健康被害がおられたのか、またその対策はどのようにされましたか。

3点目でございます。障害者が生活しやすい野洲市づくりにつきまして、質問させていただきます。

全国でも障害者に対して認識の高い県が滋賀県と聞いております。そんな中、車いすを利用されておられる障害者、また高齢者の方がおられますが、そういった方の声として、近年公共施設のトイレ設備が整いつつあります。また、それに伴い大型店舗内のトイレ設備も少しずつ整備されております。このような設備がどこにあるのか、車いす使用者の方に知らされていますか、それとも周知の必要はないと思われませんか。

次に、同じような内容でございますが、このような公共施設は定時以降は閉まり、また土曜、日曜、休日は閉鎖され、そのときには使用したいがこの設備が使用できないのが現

状でございます。そこで確認したいのは、民間の小型店舗等はほとんど設備がありません。また、コンビニ等にも障害者用トイレ設備はありません。コンビニに関しては、駐車場のスペースはかなり広くとってあります。建築許可等のときに、こういった障害者用トイレの任意設置の指導はできないものか。また、公共施設内の障害者用トイレの休館日使用はできないのか。

次に、障害者自立支援法が成立し、野洲市におきましても平成18年4月に向けていろいろと準備に追われておられると思いますが、どのような形で進められておられるのか。現段階でよろしいので、わかる範囲内で答えて下さい。また、この法律を障害者の方、またそのご家族の方にどのように理解してもらっていますか。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、矢野議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、1点目の野洲市の安全な道路づくりについてでございますが、県道48号線、近江八幡守山線の歩道につきましては、以前から地元からも要望も出ておりまして、篠原駅の方から一部着工してもらっている状況でございます。また、平成20年4月に開校予定の県立養護学校整備に合わせ、県により篠原駅から光善寺川までの約650メートルを整備される予定でございます。本年度は用地測量を実施されまして、平成18年度で用地買収、平成19年度で整備工事を実施される計画であります。その先線であります小南交差点までの区間につきましても、今後県に対して強く要望していきたいというふうに考えております。

次に、富波乙地先の交差点への信号設置につきましては、以前から地元自治会より信号機設置要望があり、事故も多発しておりまして大変危険な交差点であるため、それ以後守山警察署へ信号機設置要望を続けております。また、11月24日には交差点の信号機設置について守山警察署に要望すると共に、地元自治会長、守山警察署と当交差点付近の安全対策を協議したところであります。信号機設置につきましては、県公安委員会が決定されますが、県内で600基の信号機設置要望がありますが、実際されるのは年間20基程度であり、守山警察署によりますと、本年度当交差点の信号機設置は困難であるとのことでした。しかし、今後も当交差点の信号機設置については、必要性は十分認識をいたしておりますので、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございますが、安心安全な野洲市づくりについてのうち、公営住宅についてお答えをさせていただきます。

永原第2団地の4棟につきましては、平成14年度に、野洲町時代ですが、公営住宅ストック総合活用計画を策定させていただきました。その際に住宅の耐震診断を実施しております。診断結果につきましては、4棟とも新耐震基準に照らし合わせ、耐震性能が不足するとは言えないとの総合評価をいただいております。躯体、すなわち本体の安全性について長期耐用を図るための十分な性能を有しているとの結果が出ております。そうは言いますものの、かなり古くなっておりますので、今後塗装塗り替え等の手だては講じていきたいと考えております。また、配水管の水漏れについては入居者からはお聞きいたしておりませんが、配水管の経年劣化によりまして、上水道の出が悪いとの連絡を受けた場合は、清掃及び修繕により対応をしておる現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 矢野議員の2点目の、安心安全な野洲市づくりについてのアスベスト対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

公共施設の吹き付け材のうち、アスベストを含有しておりました施設は、先般12月7日にファックス等で公表させていただきました。報告いたしましたとおり、野洲中学校渡り廊下天井裏及び野洲第1保育園天井裏でありました。野洲中学校渡り廊下及び野洲第1保育園保育室等の大気中のアスベスト濃度を測定いたしました結果、最大値が1リットル当たり0.14本で、通常の大気中に含まれる濃度と変わらない数値であったことから、改修の必要はないものと考えております。なお、この2施設につきましては、定期的に大気中石綿濃度を測定し、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、アスベストによる健康被害については、国の関係省庁において把握されており、周辺住民等についての実態把握は保健所等による健康相談を通じて情報を集約しております。滋賀県における健康相談件数は、11月11日現在では495件でございますが、相談者の内訳につきましては、個人情報保護の観点から公表はされてございません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 3点目の障害者が生活しやすい野洲市づくりについてお答えをいたします。

まず、車いす使用者の方に対するトイレマップの周知についてのご質問ですが、滋賀県では「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」が制定され、公共施設や多くの人が利用する施設への車いす対応トイレの設置指導を行っております。また、今年3月には障害者団体による観光トイレマップが発行され、市の窓口でマップの紹介を行っているところであります。障害者の社会参加を一層推進していくには、トイレ設備など地域生活に必要な情報提供は大切なことであり、利用者への周知に努めております。

次に、コンビニなどの障害者トイレ設備につきましては、平成16年8月に開催されました県の福祉のまちづくり条例によりまして、高齢者、障害者などが日常的に利用する施設などを特定施設として位置付けまして、用途面積200平方メートルを超えるもの、コンビニについては100平方メートルを超えるものについては設置するようになっております。この条例に基づき、開発申請時に設置するよう指導をいたしております。

次に、障害者自立支援法の本市の取り組みの状況についてお答えをいたします。

先の特別国会で、障害者が住み慣れた地域で自立した生活が営めることを目的に、障害者自立支援法が成立いたしました。この法の主なポイントとしましては、1点目は従来精神につきましては支援費制度から外していたものを、身体、知的、精神の3障害を対象として制度格差を解消したこと、2つ目は障害種別ごとにサービスの体系であったものを、利用者本意のサービス体系として再編したこと、3点目としましては、就労支援事業を創設したこと、4点目は支援の必要度に応じた障害の程度区分を導入するため、審査会を設置することです。

現在の本市の取り組みとしましては、認定審査会の設置や、生活や障害の状況についてのアセスメントのための訪問調査の準備、あるいは障害程度区分のための電算システムの整備に向けた事務を進めております。利用者の啓発につきましては、これまでに障害者関係団体との懇談会や学習会を行いまして、障害者自立支援法についての周知に努めております。今後もサービスの内容や負担が明らかになった時点で、障害者の方や家族に対しまして、パンフレットの配付や個々の相談を行うなど、啓発に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 矢野議員。

2番（矢野隆行君） 再質問させていただきます。

県道48号線の朝の通学時間帯、行政として調査されましたか。また、県道2号線に関しては、夕方暗い時間帯に調査されましたか。本当に市民の皆様が危険にさらされていま

す。県の方に、また守山署の方に話がどこまで通じているかという、思いが少しも感じられませんでしたので、真剣に訴えていただきたいと思います。

2番目ですけれども、この4棟の永原住宅は建て替えの計画がございますか。また、野洲市内で民間工場でアスベストを使用されているところがあるかどうか、わかる範囲内で教えていただければ助かります。今後も、この問題につきましては、市民の立場に立って監視を願いたいと思います。

また、3番目ですけれども、コンビニに関しては、100平米というのを今日聞きましたが、市内にコンビニはたくさんあります。この条例に適していないことになりませんが、この100平米という実情に合っていないと感じますが、根拠があるのでしょうか。障害者自立支援法に基づき、見直しを検討願うわけにはいきませんか。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、私の取り違えかわかりませんが、県道のことに関しましては、今後引き続き要望をいたしますが、要望させていただくということでもよろしゅうございますか。当然、現場の方を確認させていただいて危険性は認識しておりますが、何分道路管理者が県でありますので、私どもの動きとしては要望することしかないのです、これにつきましては強く要望していきたいというふうに考えております。これにつきましては、早くから地元からも要望をいただいておりますので、以前から他の議員からも強く指摘をいただいておりますので、これにつきましては引き続き要望していきたいと考えております。

それから、永原団地の建て替え計画はということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、強度的には問題がないということでございます。ただし昭和40年代に建てられた建物でございますので、外壁の改修等の塗装をやるということで、今年度設計を実施いたしておりますので、来年度から順次補修をしていきたいと考えております。

それから3点目、コンビニの障害者用トイレの設置の件ですが、これにつきましては、私どもの都市計画課が窓口になっておりますのでお答えをさせていただきます。先ほど市民健康福祉部長が申し上げましたように、100平米以上は指導させていただいております。ただし、条例では努力義務ということでございますので、設置者の方が拒否をすれば、それ以上のことは強く言えないという状況でございますので、この点ご理解をいただき

いと思いますし、なお、そうは言うものの強く指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時21分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

都市建設部長（北口 守君） 済みません。答弁漏れということでございますが、県道48号の歩道部分、それから県道2号の交差点の信号機要望箇所の確認ということですが、確かに私どもが現地に行きまして、状況を確認させていただいております。おっしゃるように、危険性は十分認識をしておりますが、何分道路管理者ではないということですので、市としては今のところ要望させていただくという方法しかございませんので、これについては強く要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

たびたび申しわけないです。先ほどの小南地先からの歩道の件でございますが、先ほど申し上げましたが、時期は少し先になりますが、県立養護学校の先線ということで、計画の方を上げていただいておりますので、その分時期が早くなるように要望していきたいというふうに考えております。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 矢野議員の再質問で、市内でのアスベスト使用企業はあるのかどうかという質問でございますけれども、野洲市三上にオリベストという会社があるわけでございますけれども、その会社が創業当時の昭和48年から平成3年3月31日まで、アスベスト、いわゆる白石綿と言われる石綿を製造工程で使用されておられた経過がございます。その企業につきましても、平成3年3月31日をもちまして、特定粉じん発生施設の廃止届を県の方に提出されまして、それ以降は現在まで使用されておられないという現状でございます。また、その間会社独自の環境調査、あるいは県が去る7月14日に立ち入り調査をされたわけでございますけれども、その調査の結果におきましても、特にそうした公害の基準を上回るような問題はなかったという報告を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 矢野議員。

2番（矢野隆行君） 再々質問ですけれども、県道48号線、県道2号線の問題でございますが、本当に起きてはならないことですが、もし交通事故が発生した場合、被害者にどう説明されますか。県道だから、市政の範囲外だと思われませんか。お聞かせ下さい。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再々質問でございますが、想定ということでございますが、今のところ事故が起きないように対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時44分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 先ほど藤村議員の一般質問の中で、市民が主役の環境行政についての再質問の中でございますけれども、私答弁で不法投棄監視員、各自治会に2名ずつと答弁したそうでございます。正しくは各学区に2名ずつ、7学区の14名の不法投棄監視員がおられるということで訂正させていただきまして、おわびを申し上げます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第3号、第3番 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。平成17年12月の定例会において、私は次の3件について質問をいたします。

まず初めに、内部障害者への理解と支援についてお伺いいたします。

内部障害者とは、内臓機能の障害によって、身体障害者手帳の交付を受けた人たちのことを言います。2001年8月の国の身体障害者・障害児の実態調査によると、324万5,000人おられる身体障害者のうち、内部障害者は84万9,000人、26.2%に上り、4人に1人を占めておられるとのこと。ところが、見えない障害であることから、社会的認知が低く、その言葉すら知られていないのが現状です。

このため、例えば、スーパーなどで障害者用の駐車スペースに自動車をとめようとしたところ、警備員に注意された、疲れたので電車やバスなどの優先席に座ると、周囲から冷

たい目で見られたといった誤解、さらに社会的認知がないため、職場で内的障害者であることを隠さざるを得ないため、健常者と同じ働きを求められて体調を崩したり、退職に至るケースも少なくないとのこと。

こうした現状を打開しようと、内部障害者とその家族たちが昨年3月、内部障害者、内臓疾患の暮らしについて考える「ハート・プラスの会」を結成し、啓発マーク「ハート・プラス」を作成し、公共施設や交通機関などに普及させる活動を各地でスタートされました。

国では、今年2月の衆議院予算委員会で、公明党の井上議員がこのハート・プラスマークを示し、政府や企業、国民全体として温かい理解と何らかの支援を行うべきだと主張いたしました。答弁では、内部障害者やハート・プラスマークに対し、国民の多くが認識し、温かい手を差し伸べてもらえるような運動を展開していく必要があるとの認識を示し、政府の広報などを通じて施策を充実させていきたいとの前向きな見解を、国会の場で初めて明らかにされました。この啓発マークのハート・プラスが、公的場所として本年開催された愛知万博で初めて使用された記事を公明新聞で目にいたしました。本市においても、こうした外見ではわからない内部障害者の方で、社会生活を営む中で不安を抱かれている方も多いと思います。

そこで、このハート・プラスのことを本市ではどのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

次に、政府は公共サービス窓口における配慮マニュアルを都道府県に配付しているとのことですが、確認されているのでしょうか。この中には障害のある方が窓口を訪れる際、応答する職員の側に、障害について知識が十分でない、障害に応じた適切な配慮が行われず、結果的に障害のある方に不便な思いをさせることになるかとありました。障害者の方々にも不便なく窓口を使っているのでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

次に、子どもの読書活動推進計画策定についてお伺いいたします。

子ども読書活動の推進については、議会で何度も質問させていただいておりますが、今回は推進計画についてお伺いいたします。

国民が本や新聞など、活字に親しみやすい環境づくりを目的とした、文字・活字文化振興法が今年7月成立、施行され、この10月27日はこの法律で定める初の文字・活字文化の日を迎え、多彩なイベントが全国で開催され、新聞等に掲載されておりました。この法律は、インターネットの普及など、情報化の進展に伴って、急速に進む国民の活字離れ

に歯どめをかけようとしてつくられたもので、最も深刻なのが若者の読書離れです。

昨年末に発表された経済協力開発機構の2003年版国際学習到達度調査では、日本の高校生の読解力の低下が明らかとなり、関係者に衝撃を与えております。前回、2002年の調査で8位だった日本の高校生の読解力が14位に後退していたからです。読書量に関する設問では、趣味で読書をするのではないと答えた高校生は日本が最も多く、調査対象の中でワースト1位で、若者の活字離れをもたらす悪影響が浮き彫りにされています。

また、文化庁の国語に関する調査では、書く力の低下を認める人は9割、読む力の低下を認める人は7割に上っているとのこと。ある識者は、子どもの成長と読書について、どれだけ心の大地を読書によって耕したか、それで決まってしまう。十分に耕され、養分を豊かに持った大地であれば、大樹は幾らでも伸びていけると述べられています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが重要として、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、この法律に基づいた推進を図るために、国の読書活動推進計画が策定されたことはご承知のとおりです。

旧中主町においては、平成16年4月に推進計画が策定され、取り組んでいただいております。また各自治体でも読書活動推進計画の策定が順次進んできております。本市においても、朝の10分間読書運動、学校図書館の充実等、子どもたちの読書の推進に取り組んでいただいておりますが、まだ十分とは言えないと思います。一人でも多くの子どもたちが良書に親しみを感じていけるよう子どもの読書運動推進計画策定に向けて、基本計画策定委員会や読書活動推進会議など、設置が必要と考えます。当局の見解をお伺いいたします。

最後に、通学路の安全確保と課題対策についてお伺いいたします。

広島市、栃木県と、幼児の誘拐殺人、悲惨な事件が相次いで起こり、児童・生徒はもちろんのこと、保護者の方々も大きな不安を抱かれています。通学路の安全確保、犯罪抑止については、学校、PTA、地域のボランティアの方々との連携をとりながら進めていただいておりますが、一部の地域においては、まだまだ不安を抱かれています。特に、野洲川を越えなければ通学、通園できない地域の方から、交通面でも危険を感じる中、誘拐に巻き込まれないかと心配をされています。

そこで、

1、野洲川を越えなければならない地域の児童・生徒の安全対策をどのように考えてお



国の読書活動基本計画を受け、滋賀県では今年の2月に滋賀県子ども読書週間推進計画が策定されました。旧中主町では、県に先駆けまして、平成16年4月に中主町子どもの読書活動推進計画が策定されています。今年7月に文字・活字文化振興法が公布、施行されたことと考え合わせまして、本市におきましても、旧中主町の推進計画を基本に検討改訂し、市としての子ども読書推進計画の策定を進めていく考えであります。

また、これに関しまして、それぞれ検討委員会といたしますか、策定委員会あるいは読書の推進委員会につきましては、学校の図書館担当教員あるいは学校図書ボランティアのメンバー、あるいは野洲市立の図書館長、司書などを入れた会議、検討委員会等を検討して実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、通学路の安全確保と課題対策でございますが、先日から相次いで発生しています小学生児童の尊い命を奪うという大変痛ましい事件は、決して許すことができません。子どもたちを守ることは、学校内外を問わず、周りの大人たちに課せられた重大な責務であると受けとめております。

このことを受けまして、緊急の取り組みといたしまして、この12月7日に校長会を持ち、学校安全に向けた具体的な取り組み内容についての指示、確認を行いました。また12月9日には、野洲市地域安全連絡会議での安全対策に向けた検討等を行いました。あるいは市内通学路及び危険箇所の再点検、市民の危機意識の高揚に向けた巡回啓発等を行っているところでございます。

質問の第1点目の野洲川を越えなければならない地域の児童・生徒の安全対策につきましては、今日までは保護者の方のご協力を願っているのが現状であります。さらに慎重な対応に向け、学校とも協議と連携を図りながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

2点目の市外近隣校への通学につきましては、通学区域を基本にしつつ、個人の状況を把握し、保護者の相談にも積極的に応じていく考えであります。

次に、3点目の下校時における安全対策の強化につきましては、児童の分団もしくは集団登下校の徹底と、特に下校時における教職員による地域送りの実施、SOSホームの適正箇所の見直し、交通面、犯罪面における通学路の再点検など、今日までの取り組みとあわせて指導していくと共に、保護者、家族、地域の方による今まで以上の積極的な見回り活動の協力をあらゆる場を通して依頼していきたいと思っております。また、各校園の取り組みの共有化を図ると共に、安全対策の意識高揚に向けた啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 梶山議員。

3番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めの内部障害者への理解と支援について、当局では今後ハート・プラスマークの啓発に努めていくということで答弁がありましたので、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。現在、視聴覚障害者につきましては、窓口に耳マークの設置がされております。また、私も質問をさせていただき、耳マークカードの障害者の方への発行も今していただいておりますが、このハートマークについても、市役所窓口に設置し、野洲市民への理解の輪を広げることが大切かと思いますが、この点についての考えをお伺いいたします。

また、2点目の障害者に対する配慮マニュアルについて、6月に県から配付されて活用していただいているということですが、この活用については、その課に配られて本人に任せて活用されているのか、研修等を実際されて対応にあたっていただけるのか。もし、渡されて本人任せであれば、これから、こういったわかりやすい配慮マニュアルができておりますので、やはり読むだけではなかなか障害者の方々に合った対応というのは、とっさの時にはできにくいと思います。そういった面では、やはり定期的なケース・バイ・ケースの対応技術を身に付けるためには研修等も必要かと思いますが、その点についてお伺いいたします。

次に、子ども読書活動推進計画についてでございますが、今、全国的にもこの推進計画が進められている中、滋賀県が今年2月、そして各市町村では多賀町と中主町の2町だけが、今県においては策定されているというふうに聞いております。これから徐々に取り組まれていく中で、旧中主町の推進計画も私も見せていただき、旧中主町においてはこの推進計画に基づき、着々と一つ一つ前向きに取り組んでいる様子がうかがえております。また、お話会とか読み聞かせ運動に参加された方から、非常に充実しているという声も一部の方からは聞かせていただいたことがあります。また、小学校における子どもの読書活動の推進につきましても、全校的な取り組みとしては、火曜、金曜日の朝の学習時間を利用して徹底している。また、火曜日は教師も教室と一緒に読書をしてその姿も見せているということで、実態も見せていただいておりますが、まだ野洲市全体といたしましては、全生徒がこういった読書に親しみを感じているかということ、まだまだ不十分ではないかということを感じております。

そこで、今の答弁では中主町の推進計画を参考にしながら、また野洲市でも取り組んでいきたいということですので、県の推進計画も参考にさせていただきながら、ぜひ早急に読書活動推進計画の策定にあたっていただきたいと思いますが、今答弁いただきました計画について、いつごろ策定を予定されているのか、聞かせていただきたいと思います。

最後に、通学路の安全確保と課題地域対策についてでございますが、特に全域を今回調べたわけではないのですけれども、特に以前から野洲川橋を渡らなければいけない、非常に車は多いけれども人通りが少ない、今回のように人の通行量がある中で誘拐をされているケースを考えると非常に不安であると。また、人数も少ない、集団登校がなかなかできにくい、徐々にそういう条件も変わっているということで、非常に悩んでおられる声を再三聞かせていただいております。今回、今は学校に行かれています方がゼロということで、また来年は新たに行かれるということで、保護者の悩みは切実なわけなのですけれども、保護者が学校まで送り迎えするというのは、非常に生活の面でも不可能だと思っております。そういう点、今保護者の協力を得て今日まで来られたということなのですけれども、やはりボランティアの方の手助けとか、保護者以外の方の、学校としての何らかの方策を考えていかなければいけないのではないかと思います。その点再度お伺いしたいと思います。広域への学校につきましては、保護者の思いを十分聞いていただいて、保護者の方が納得できるようにしていただきたいというふうに思います。

最後に今回、特に登下校時の中での下校時の安全対策、さまざまな観点から取り組んでいただいております。昨日も教育委員会に伺いましたら、ちょうど今下校時の安全パトロールに行き帰ってまいりましたと教育委員会の方たちがおっしゃっており、この事件がありましてから、新たな取り組みをしていただいていることは周知いたしているところでございますが、これからもっともっとより煮詰めた児童・生徒を守るための安全対策が必要になってくると思います。特に、今回の事件がありまして、各学校の通学路の点検はすべてなされたのかどうか。この1点お伺いいたします。

こういう事件がありまして、我が公明党も学校の安全対策のプロジェクトチームをつくりまして、各省と打ち合わせをした内容が出ておりましたけれども、その中で文部科学省は、今月6日に各都道府県指定都市教育委員会教育長に出した通知の中で、まず1点目、教職員や保護者が実際に歩いての通学路の見直しが必要である、2点目、登下校時に子どもを極力一人にしないための安全方策の策定が必要である、3点目に、子どもに危険回避能力を身に付けさせるため子どもによる通学安全マップの作成が必要である、4点目、不

審者情報の共有をしていく、5点目、警察との連携、こういった内容を省の方からは説明があったというふうに新聞に出ておりました。また、警察庁といたしましては、不審者情報の迅速、正確な把握、インターネットや電子メールなどを活用した学校や保護者などとの情報の共有化、子どもが体験できる実践型の被害防止教育などを行っていくことが大事ということで、警察の方からは出ておりましたが、これからぜひ今の質問に答えていただき、通学路の点検は子どもの目線で行うことが重要だということでまとめてありましたけれども、やはり子どもたちが安心して、また保護者の方が安心して子どもを送れるような体制整備をこれからは取り組んでいくことがさらに重要になってくると思います。この点について再度お伺いいたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 内部障害者への理解と支援をという点についての再度の2点のご質問にお答えいたします。

まず第1点目のハート・プラスマークを市役所の窓口に置くかどうかについてのご質問でございますが、このハート・プラスマークを取り寄せておりますけれども、このマークを私どもの方も窓口に設置するという方向で準備をしまいたいというふうに思っております。

それから、2点目の公共サービス窓口におけるマニュアルの配付の状況でございますが、一番障害者に接する課につきましては、まず課の中の研修を既に済ませております。しかし、このマニュアルの中には、障害のある方に対する心の身だしなみというサブテーマがございます。おっしゃるように、心の身だしなみにつきましては、1回だけの研修で済むということではないというふうに判断をいたしますので、今後も引き続き研修を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 梶山議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に野洲市の子ども読書推進計画の策定でございますが、18年度中には策定したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、学校安全関係で二、三の質問がありました。まず1点目の野洲川を超えた子どもの安全ということで、これにつきましては保護者、家庭はもちろんでございますが、地

元の自治会、あるいは老人会、民生委員さんのご協力を得ながら、子どもの安全対策、対応に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、また下校時における通学路の点検でございます。これにつきましても、現在、校長会等を持ちまして報告、確認を行いました。特に下校時における通学路の安全マップづくりということで、学校あるいはPTAと、また子どもの視点においてマップをつくりながら、それぞれ通学路の安全対策に向けて取り組みを続けていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 梶山議員。

3番（梶山幾世君） 1点だけ再質問をさせていただきますが、内部障害者への理解と支援については、今答弁でハート・プラスマークも設置していく方向ということですので、是非早急に取り組んでいただきたいと思いますし、また配慮マニュアルにつきましては、やはり障害者の対応に関わらず、市役所の対応でも研修の後には非常にいい対応、笑顔も声も迅速にということができますけれども、つつい自分のもとの姿に戻るとというのが、私自身もそうですけれども、やはりそういった意識を繰り返し持つ中で、自分のものになってくると思っておりますので、特に障害者の方は健常者と比べて弱い立場である、弱みを握られながら、そこで窓口での対応がもうひとつ思うように対応していただけないと、二重の悲しみを抱いて帰るということを伺うことがありますので、特に心をほっとさせるような対応ができるように、そういった配慮のできる窓口の対応であっていただきたいと思います。これは要望です。

それから、読書運動につきましてはこれから策定されるということで、中主町のマニュアルも非常に立派なマニュアルができております。これからの課題は、やはり子どもたちの学校図書館の充実、司書教諭が、専門の司書がない。今、担当教諭が兼任でしているということで十分な図書館機能が果たせていない。そういう状況にあるということも聞いております。また、小学校、中学校のボランティアに行かれています方から、図書館が学校によっても違いますけれども、ある意味では、表現を悪くするとたまり場のようになっている。また、いい方向にとればコミュニケーションの場所になっている。本当に真剣にそこで読書をしている方は、学校によって差があるというふうに聞いております。ボランティアに参加されている方々も、そういった感想を校長先生に報告されながら、そういった懇談会を持ちながら、学校図書館の充実へのアドバイスもしていただいておりますので、さ

らなる学校図書館の充実に向けての取り組みにも力を入れていただきたいと思います。

それと最後に、先ほど質問いたしました通学路の全学校の点検はされたのかどうかというこの答弁がなかったので、ぜひ答弁していただいて、もしできていなければ早急にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 済みません。答弁が漏れて申しわけございません。

下校時の通学路の点検でございますが、先ほども最初に答弁いたしましたように、校長会で指示いたしましたように点検中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第10番 田中良隆君。

10番（田中良隆君） それでは、昼前になりましたけれども、私は19年度から始まる農政の大改革についての質問をしたいと思います。これは、野洲市にございます約2,000軒の農家の代表としての質問をするわけでございます。

質問ですが、再来年から始まります農政改革につきましては、戦後農政の中で最大の改革でございます。たちまち問題となりますのは、転作への対応でございます。19年転作対応の小麦は、その種まき準備等々を考えますと、来年の9月までにはきっちりと準備をしておかないと大混乱が起こるとということが予想されます。今後は、要件を満たした認定農業者、または集落営農でなければ、もちろんこれも要件を満たした集落営農ということになるわけですが、麦大豆の助成金が受けられない。つまり、小麦でしたら1俵2,000円ぐらいにしか売れないということになってしまいます。1反当たり手間賃を除いても3万数千円のコストがかかっておりますが、それだけのコストをかけて1万円の売り上げと、大体平均的な反収で言えばそういうことになってしまいます。

当然そうなりますと誰もつukらないというのは目に見えているわけですよ。いわゆる品目横断的経営安定対策へのスムーズな移行のために、国も県も農閑期のこの時期に現場の農家や集落へ足を運び、説明会を開いて対策を浸透させ、担い手をつくり、また育てるよう強く指導しているところでございます。特に県は、ブロックローテーションの団地を絶対崩してはならないと躍起になっております。団地を崩さないという、その考え方自身に私も大賛成でございますが、本市でも12月に入りまして幾つかの集落で集落営農検討会を行っているところではございますが、事務的な制度説明に終わっております。これは、市としてのビジョンを示せていないからそうなるわけでございまして、集落ごとの事情を

分析した上で、何回も集落に足を運んで進めるべきだと思います。そのビジョンそのものを検討する対応がなされていない。野洲市のビジョンが描けていないという現実がございます。

これは、今のこの制度改革というのは、もちろん兼業農家にとりまして、1俵2,000円の米では採算が合わないという大変なことがございますし、あるいはまた専業農家にとりまして、これは非常に大きな死活問題でございます。団地が崩れるか崩れないかというのは非常に大きな死活問題でございます。いろんな立場の関係者の意見を聞きながら、早急にどちらも納得するような、成り立つようなビジョンをつくらなければならないと思います。都市近郊農業地帯としての野洲市が、この農政改革対応の日本一のモデルになるぐらいの気概を持って、これからビジョンをつくり、共にみんなで野洲市の農業を発展させていかなければいけないと、私はそう思っております。

そういうことで、それについてのコメントを伺いたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 田中良隆議員の一般質問にお答えいたします。

農政大改革にどう対応するのかというご質問でございますけれども、平成17年3月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえまして、経営所得安定対策等大綱が10月27日に決定されました。また、11月28日には近畿農政局の説明会が県庁において開催されたところでございます。まだ、細部につきましては流動的な部分がある段階でございますが、平成19年度において対象となる担い手の確保、育成を県、市、JA等関係団体が組織づくりの一助となるよう、各集落に出向き説明をさせていただいております。

現在は、経営所得安定対策等大綱の周知徹底の段階でありまして、国の政策が今後どのように変わるのかを集落内の農業者に説明申し上げる最初の段階でございます。集落におきましては、1度の説明会では困難なところもございますので、今後数回の検討会が必要かと考えております。

経営所得安定対策等大綱の周知徹底の後には、各集落の今後の向かうべき方向を提案いたしまして、集落内での話し合い、あるいは合意形成を喚起し、そして集落での話し合いに基づく各集落の方向性にマッチした認定農業者の確保、また集落営農の組織化、集落営農組織の機能強化を推進してまいりたいと考えております。また、この大綱の重要施策の一つに品目横断的経営安定対策がございます。この対策は、諸外国との生産条件格差の是正

のための対策であり、価格政策から所得政策への転換を具体化するものでございます。これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきました対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換することになります。小規模な農家及び兼業農家の皆様には、担い手としての集落営農組織の一員となっていただく方法がございます。

ビジョンの件につきましては、野洲市水田農業推進協議会におきまして、野洲市水田農業ビジョンの見直しを行う予定をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

また、今後県、市、JA等関係団体等が対象となります担い手の確保、育成に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中議員。

10番（田中良隆君） 霞が関のキャリア1年生が回答したような内容だったと思いますが、まず一般質問につきましても、後で他の議員も農業について質問してくれるということなので、私も心強く思っておりますが、まず今の農政改革、あるいは農業について、この議員の顔ぶれを見ていまして、実際に深靴履いてしている人は少ない。あるいは前の顔ぶれを見ていてもそうだと思います。

ざっとした概要をまず説明したいと思いますが、恐らく部長もそんなには知らないのではないかなという気はします。野洲市の農業の位置付けですが、日本では255万ヘクタールの田んぼがあるわけ。そのうち滋賀県で5万、野洲市では2,300ヘクタールの田んぼがあるわけ。そこに千九百数十人の農家があるわけ。平均しますと、大体一軒家の農家でいいますと1町2反ぐらいの平均、単純計算ではそうなるわけ。12反ぐらいの面積になります。

今、19年から農政改革になるというのは、もちろんこれは金がないからそうなるわけで、すべてがそうなのですが、特に農水省は一般的な、1億数千万の国民からいいますと、農業だけが非常に保護され過ぎている、農業者はいっぱい補助金をもらっている、そういう認識がある。そんな中で、納税者の合意を得るための施策に方向転換していかなければならない。そんなことがあるわけですね。例えば、今期でいいますと、滋賀県は販売量でいいますと全国7位の小麦の生産県なのです。北海道が6割ぐらいやっていますから断トツですが。そんな中で、米が日本全国で八百数十万トンの生産がありますが、小麦は大体国内消費が700万トンぐらいなのです。そのうちの70万から80万トンが国内生産。先ほど言いました1俵2,000円にしか売れないというのは国際相場がそんなところな

のですよね。今現在、生産者手取り8,000円弱ぐらいになっていますが、その差額というのは、例えば日清製粉ですとか製粉会社が輸入したときの関税ですべて賄われているわけですよね。それがみんな、先ほど言いました納税者の合意云々ということがございまして、ばらまきはもうだめよと、そういう流れになったわけでございます。

今現在は転作助成金、団地で、ちなみに野洲町では、センサス調では54の農業集落がございまして、そのうちのブロックローテーション、いわゆる団地でやっている集落が49あります。そういう団地で小麦をやっていると、八千数百円の小麦を売って1反当たり4万そこそこの奨励金をもらって、それで今成り立っている。下がってきたらぶつぶつ言いながらも成り立っているわけですよね。それが今度は2,000円になります。先ほど言いました輸入しているやつ、輸入したときの税金6,000円分については、もう麦に付けてはだめよということになったわけですね。これはWTOの生産を刺激するような施策になりますから、これはまるっきりだめなのです。赤い政策なのですよね。これはもうやめないと、すぐ減らさないといけないと、そんなところで、今こういう流れになっているわけです。

特に、先ほど部長の答弁の中でも集落で説明してと、集落営農の話はそこそこありましたが、当然いわゆる特定農業団体だとかわけのわからない名前の制度ができましたので、それをつくって、みんな補助金がわたるようにしようということで、県もやっております。ところが、一方では、今現在3年、4年ぐらい前までは野洲市の認定農業者というのは正味十数軒でした。今にわかづくりの認定農業者、二、三年前からふえまして、恐らくは六、七十軒か80軒ぐらいあると思いますが、そういう人たちだけに助成金を付けるようなことは、団地が崩れるもとだから、県あるいは市も含めて集落営農でみんなに当たるようなという、そういう動きになっているわけです。

でも、一方で数年前まで、先ほど言いました十数軒の認定農業者、今六十数軒の認定農業者、その中で農業経営者協議会というのを組織しているのが、今野洲市になりましたけれども、30軒弱ぐらいの農業者がおられますが、そういう人たちというのは今まで、先ほど野洲市のビジョンは示せていないと言いましたが、もともと県のビジョンというのは、大体20ヘクタールの規模で年間650万円の所得を目標にして、大体2,100時間ぐらいの労働時間でと、そういう自分の計画の絵をかきなさいよ、そうしたことによって認定農業者にしますと。認定農業者にすると、スーパーL資金、公庫資金とか利子補給だとかいろいろなメリットがあるわけですよね。そういうようにしますということで数年前から

やってきたわけですよ。そういう人たちはそういう国の、あるいは市が進めている制度に乗って数百万あるいは1,000万、2,000万の借金をして、自分でリスクを負いながら投資をして、今現在やっているわけですよ。今、部長の答弁のように、集落営農しなくて全部それががんじがらめに縛ってしまうと、今言いました認定農業者、これから規模を拡大していこう、今の改革の制度に乗るためには4ヘクタールでいいわけですよ。目標は20ヘクタールなのですよ。それはだんだんもっと規模を意欲的に拡大しなさいよという制度の中で、こういう水準が示されているわけです。だから、そういう人たちの規模を一方では拡大する余地がなくなるような制度では絶対いけないわけですよ。それは、仮にそうなってしまいますと、国あるいは市が頑張れ、頑張れとしりをたたいてバックアップするといっってはしごをかけて、はしごの上に乗ってからはしごを後でとってしまうような、全くそれと同じ考え、そういうことになってしまいます。

県の資料を見ていると、先ほど言いました集落営農の中にもありましたが、野洲市で49でブロックローテーションをやっています。その中で、おおむね担い手が担っている集落が8つ、担い手が全然いない集落というのが17あります。面積で見ると、大体担い手が担っている集落の面積というのが213ヘクタール、約2,100反、そんなところですね。面積の1割です。これは麦の転作の面積ですけれども。担い手の全然いない面積の方が60数ヘクタールあるわけです。その真ん中というのは、何割かこういるという、そういうところですが、こういうバランス、例えば担い手のいない集落にまで無理やりいやがっている集落の役員さんのしりたたいてリーダーつくって、金付けて、自分たちで集落営農やりなさいという、そのやり方は僕はだめだと思います。あくまで、近くにいた認定農業者、そういう人も含めて相談をして、ではそういう人たちに任せられるのであればそうした方が行政コストも安くなるし、担い手もいいし、もちろん団地も崩れないし、そういうようなやり方に私はすべきだと思うのです。

ちょっと時間しゃべり過ぎましたけれども、再質問ということだけですが、その辺のバランスの関係、育てようと言っていた認定農業者に対してどうするのか。あるいは今まで幾つかの集落、旧野洲も旧中主町も回られておりますが、そのときの地元の反応はどうか。その辺をお伺いしたいと思います。回っている人間、あるいは参加した人間に聞きますと、市の職員はじっと横に座って何も一言もしゃべらなかったということをよく聞きますが、その辺のことを含めて、もうちょっと積極的に対応してほしいと思いますが、その辺について再質問したいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 田中良隆議員の再質問でございますけれども、まずブロックローテーション、田中議員も最初の質問でありましたように、県はもちろんでございますけれども、市におきましてブロックローテーションは崩してはならないという考えでございます、それに向けて現在各集落、農業の実行組合がおられる集落、大体54と言われましたけれども55集落現在あると思っておりますけれども、そのうち約半分、今のところ地元の説明会に回らせていただいているわけでございますけれども、その中でブロックローテーションを崩してはならないということでございます、その説明会につきましては、集落営農検討会ということで、先ほどご答弁させていただきましたように、新たな経営所得安定対策についての説明というようなことでございますけれども、ご質問の認定農業者との共存というような関係でございますけれども、当然集落で集落営農組織を立ち上げていただかなければ、19年度からのこうした農政改革に対応できない。いわゆるそうした国の交付金ももらえなくなるという形になるわけでございますので、説明会に寄せていただいて、そこら辺十分理解をいただくようお願いしておるわけでございますが、認定農業者との兼ね合いというようなことでございますが、当然それぞれの集落、田中議員のそうした農業法人の方が認定農業者あるいは個人の認定農業者の方がそれぞれ耕作されているということになるわけでございますが、当然集落でそうした営農組織も立ち上げていただかなければなりません。そしてまた、認定農業者も認定農業者としてのそうした形でやっていただかないと、国の交付金ももらえなくなるということでございますので、お互いに、集落と認定農業者がお互いに共存共栄という形でできるように、今後話し合いを十分していただくということが大切であるというふうに考えております。

市におきまして今後各集落、すべての集落を回らせていただきまして、検討会を開催させていただくという方針であります。そしてまた、1度だけの説明ではそうした制度の説明に終わりかねないという状況もございますので、できましたら2度、3度というような形で十分ご理解いただいた上でそうした組織を立ち上げていただくということも考えております。そのためには県、JA、集落はもちろんでございますが、連携をしながら、意見を聞きながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。以上。

議長（荒川泰宏君） 田中議員。

10番(田中良隆君) この改革というのは、来年の夏には担い手の申請を受け付けると、もうあと半年余りに迫っておるものでございます。その中で、今の改革の一方で、先ほど言いましたが、転作助成金の産地づくり交付金、野洲市で1億数千万円あるのかな、それについては基本的にはそのままなのですよね。そのうちの一部で、積算数字は示すということですが、そういう対象から外れたような麦を、2,000円でしか売れないような農家にも何とか手当てするような部分もつくろうという、そんな動きでございます。

あるいは、一方では、19年からは農地水環境の保全向上対策として、1反2,200円、野洲市でいいますと5,000万円余りの金が下りてくることが予想されます。県がどれだけこれに上乘せして、あるいはそういう中で市はこれからどれだけ上乘せしてという、それからの議論ではありますけれども、そういうものも含めて、使って、団地が崩れないように、お互いに合意できるような仕組み、最終的には市の上乗せするような予算措置も私は必要ではないかと思えます。あくまで、これは19年度の話ではありますけれども、その辺どう思っておられるのか。担当者あるいは市長にお伺いしたいと思いますし、たちまち、では今議論しています認定農業者、集落だけ行って説明しています。今まで育ててきた、育成しているはずの認定農業者との寄り合いはないのか。彼らと一緒に話し合って野洲市の農業をどうするのかという議論の場が全然ない。彼ら自身も全然勉強するそういう、なかなかセッティングされない部分があります。もちろん、自主団体ですから、あいつらの勝手だと言えばそこまでですが、やはりそれについても研修できるような機会なり、あるいは経費の一部でも助成するような、これは18年度からの話ですが、そういうような対応はできるのか、できないのか。その辺をお伺いして、最後の質問したいと思います。

部長と、市長も一言コメントいただきたいと思えます。

議長(荒川泰宏君) 市長。

市長(山崎甚右衛門君) 市長というご指名でございますので、一言ということですが、ちょっとしゃべらせていただきたいと思うのですが、農業問題については田中議員は非常に専門的な知識をお持ちでございますので、我々の知らない範疇にもいろんな勉強をなさっているということで感銘をいたしているのですが、日本の農業というものは、日本の発展途上において、何か経済建国でございます日本の陰に隠れてしまったというようなことから、自給率は40%以上に上げないといけない、何は上げないといけないと言いながら、その制度そのものが毎年ころころ変わっていくというのが実態で、何としても現在の農業、

農家を救おうという国の気持ちはわかるのですが、とても地方は付いていけないという実態がございます。

そういうことから、どうしようということでございますが、18年、19年にかけて農業ビジョンの策定をやっていこうと。将来に向かってどうあるべきかということと、もう一つはよくお話をさせてもらおうと、市長は合併して農業について新しい施策は何も出していないとおしかりの言葉をいただいております。旧野洲町時代には上積みをしたりいろいろなことをなさっていたけれども、合併して何もないと。これは率直な意見を聞きました。それだけ2,300ヘクタールの農地があって、2,000戸近い農家があるわけなのですが、やはり野洲市にとっては重要な一つの産業ですから、何としても歴史がございますし、また農業文化が非常に深い地域でもございますので、何としても農業を堅持していかなければいけない、こんな思いをいたします。

それと、若干申しわけございますが、私も農業については全くの素人でございますが、新しい施策がころころ変わってきますと、とても自分の頭の中でも付いていけないような実態がございます。

そこで、新しく組織固めをしたい、農業に深い知識あるいは技能をお持ちの方を何としても職員としてお迎えしたいというのが私の本音でございますが、そして新しい野洲市の農業ビジョンをまとめていきたいという思いを持っておりまして、何としてもそういう方向で今人材を求めている最中でございますが、それで十分かということではございませんよ。そういうような外部からの知識を得て、将来の野洲市の農業をどうしていくかということにあたっていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解を賜ればと考えております。

答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 田中議員の再々質問でございますけれども、田中議員も十分農業の国の政策、内容も周知されておられるとおりでございますが、とにかく担い手にならないと今後の新しい政策には乗っかっていけないと。議員がおっしゃいました麦大豆交付金も、本当の販売価格だけしかもらえないという形になります。そうしたことで現在は、繰り返しになりますけれども、そうした担い手になっていただくために、各集落に営農組織を立ち上げていただくということで説明会に回らせていただいているということでございます。また、認定農業者の方につきましても、個人でそれだけの力を持っており

れる農業者の方には認定農業者になっていただくという方向の指導も現在させていただいているところがございますので、双方が共存共栄していただけるような話し合い、あるいは市の政策をビジョンの中でも示させていただくということで考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

失礼しました。19年度からの施策に伴います市としての上乗せでございますが、今現在、担い手のためのそうした個別の、個々の細かい助成制度は現在行っているところがございます、その上乗せということにつきまして、今のところまだ考えていないという状況でございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後12時59分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5号、第12番 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄です。私は「野洲市に教育の日の設定を」について質問いたします。

近年の核家族の進展や地域での人間関係の希薄化、子育てに対する情報氾濫の中で、子育ての孤立化が問題となっています。また、子どもの遊び環境を考えると、物の豊かさや少子化、地域環境の変化により、子ども同士の集団で屋外で遊ぶことが少なくなり、閉鎖的なものになっています。子どもたちが楽しく伸びやかに育つ幼児教育の充実、健やかな発展とあすを拓く小中学校教育を目指して教育環境の整備、人間性豊かな児童・生徒の育成、学校保健と安全の確保等、豊かな人間性を育てる教育として欠かすことができません。

国は3年計画で子どもの居場所づくり新プランを実施しています。また、国が定める教育文化週間もありますが、教育の日の趣旨は、市民の皆さんの教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取り組みを、市民全体で推進し、市における教育の充実と発展を図ることを目的とします。

趣旨や取り組み内容といたしまして、野洲市教育の日の趣旨にふさわしい活動を重点的に実施する機関といたしまして、例えば10月1日を含む1週間を野洲市教育週間とする。野洲市教育週間の取り組みといたしまして、各幼・小中学校及び教育関係団体が、野洲市教育の日の趣旨を踏まえて、記念行事や授業公開等の取り組みを行う。具体的な取り組み

については、趣旨に賛同する団体の代表からなる野洲市教育の日実行委員会を組織し、連携協力をしながら進める。野洲市教育の日及び野洲市教育週間の啓発推進を図る。関係団体が諸行事を実施する際、相互の連携協力を図る。

以上のことについて、教育長のお考えをお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 中島議員の教育の日に関します4点のご質問にお答えをいたします。

まず、野洲市教育の日の制定とその日を含みます1週間を野洲市教育週間にしてはどうかという提言でございます。複雑化あるいは多様化します社会の現状を考えますと、時宜を得たものと賛同をいたします。

期日としましては、先ほどは10月1日とおっしゃいましたが、11月3日の文化の日の前後に設定してはどうかと、このように考えます。

次に、教育週間の取り組みとして掲げていただいております記念行事とか、あるいは授業公開ですが、教育の日の意義が広く市民に認識されるような内容としまして、今までやっておりますいわゆる既存事業の有効活用と充実を図りながら実施してはどうかと、このように考えております。

それから、第3点目の具体的な取り組み手法として、実行委員会を組織してはどうかと、こういうようなご提言ですが、教育委員会の主導のもとで事業に取り組みたいと考えておりますので、実行委員会組織については考えておりません。

第4点目の教育の日の啓発推進を図るための相互の連携、協力の点につきましては、議員のご提言の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえまして教育関係団体に強く呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中島議員。

12番（中島一雄君） 教育長の答弁に二、三点再質問させていただきます。

現状の社会情勢を考えると、時宜を得たもので賛同するということ、前向きな答弁をいただいて心強く思うところでありますが、最近痛ましい事件が多発している現状は皆さんも承知のとおりであります。犯罪を取り締まることもできない、また大人が守り切れないうこと、教育の日は未来を託す子どもたちの教育を家庭、地域、学校、行政が手を携えて推進することがねらいであります。重点的に実施する機関といたしまして、教育長

が野洲市教育週間が11月3日、文化の日の前後1週間ということではありますが、結構なことだと思っております。しかし、市民に広く認識される内容とは、市民の皆様が積極的に参加をお願いできる取り組みが必要でありまして、既存事業の充実を図りながら実施してはどうかと考えていると。「どうか」と考えているということですが、どうかと考えているのでは、これらの取り組みでは、これからの取り組みではあります、意義深い1週間にするための考えられる取り組みが欠けているのではないかと思うわけでありませぬ。その辺の事業名とか、具体的にお伺いしておきたい。

次に、具体的な取り組みの手法といたしまして、教育委員会の、今も隣からちょっと聞こえたのですけれども、教育委員会の主導のもとで事業に取り組みたいとのことで、実行委員会の組織について考えていないとのことですが、昨今の状況を考えるとき、先ほども申し上げましたとおり家庭、地域、社会、学校、また行政が手を携えて推進することが望ましいと考えるところであります。連携を深め、充実と発展を図らなければなりません。市民の意識も高めなければならない。そこで、具体的な取り組みについて、関係団体の趣旨に賛同する団体の代表者、例えば一例を挙げますと、自治連合会とか幼小中学校のPTA協議会等からなる実行委員会を組織して、連携、協力しながら教育委員会が進めると。でなければ、ちょっと表現が悪いのですけれども、ざるで水をすくうようなことになってはいけません。関係団体が諸行事をする際、相互の連携・協力が不可欠でありまして、構成団体で実行委員会を組織する必要があるのではないかと。再度お伺いしておきたい。

それと、次に関係団体ですが、教育関係団体に強く呼びかけるということですが、私はちょっと勉強不足であります、教育関係団体は何団体あるのか、ちょっと参考に教えていただきたい。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 再質問にお答えいたします。

市民の皆さんが教育の日に参加できるというような内容についてご質問だったと思うのですが、実はたくさんございまして、先日の教育委員会に私の行動の1カ月の報告をさせてもらったのですが、その資料から抜き出しましても、教育関係の事業は大変たくさんございます。

例えば、スポーツ少年団の運動会でありますとか、あるいは博物館の弥生の森の集いがありますとか、コミセンの秋祭りがありますとか、数えますとたくさんございます。そう

というようなものの中から、さらに新しい事業を組むというのではなしに、有効に教育の日に適した内容を、学校教育、社会教育等に分析いたしまして、そして1週間に組み立ててみてはどうかと、こんなことを今思っております。

それから、関係団体の代表者をもって実行委員会を組織してはどうかというご提案でございますけれども、それぞれの関係団体にはほとんど担当課がございます。教育委員会外にもございます。そういうような事務レベルの者がまず寄って、そして教育の日の、あるいは教育の週間の内容を検討いたしまして、そしてご提案を申し上げるということで、とりあえずは、最初からそれぞれの団体ということではなしに、やはり事務レベルで十分練ってまいりたい、このように思います。

それから、3点目の社会教育関係団体、これもたくさんございまして、社会教育関係団体の主なものを申し上げますと、今8つございます。子ども会の関係、ガールスカウト、高校生を持つ親の会、ボーイスカウト、文化協会 - 文化協会でも入っている団体がたくさんございます。これはもう代表して文化協会、それから学区の体育振興会、これは各学区ですね。それからスポーツ少年団の本部、たくさんのスポーツ少年団がございます。それから野洲市の体育協会、これも各種目がございます。こういうように、たくさんの社会教育関係団体がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中島議員。

12番（中島一雄君） 行事が、私もちょっといろいろとネットで調べさせていただきましたら、相当ございます。そこで、1週間有効に、前向きに答弁いただいたわけでございますので、事業、行事、その行程を有意義に教育の日でやるべき取り組みをお願いしたいわけでございますが、私も簡単に申しますと、行事と事業名、児童・生徒の心に響く道徳教育の推進事業、子どもの心づくり発表会ですか、これは特に幼稚園、小学校、中学校、先生、保護者、地域の人々、全部をひっくるめた発表会ということになっておりますね。それと生涯学習フェスティバル「一步一步踏み出そう、そこに仲間が」ということで、これはどなたでも参加できる。例えば、2005年サークルフェスティバル、これは市民でございます。教育講演会、これもどなたでも、体育レクリエーション大会、市民、いろいろスクールコンサートとか、未来を拓く体験発表会等々、この内容を十分認識していただいて、先ほども答弁ございましたように、11月3日でございませうか、勘案して、取り組みをお願いしておきたいと思っております。

それと、野洲市の教育に対する関心を高めるために、野洲市教育の日のシンボルマークとか標語ポスターの応募を考えていただきたいという思いがございます。このことについて、ちょっとお答えをいただきたい。

それと、先日、11月29日の京都新聞なのですけれども、これも参考にさせていただきたいのですけれども、草津市の地域交流取り組み、協働合校を発表へということで、草津市が独自に進めている地域と学校が活動や体験を共有して、学び合う地域協働学校の取り組みが文科省で評価されたということが載っております。この内容は、地域協働学校が、急激な都市化で地域のコミュニティーづくりが難しくなってきたとしまして、市が1998年に始めたと書いております。これは自治連合会とか子ども会、老人クラブとか幅広い団体が構成されまして、市内の全小学校区とか中学校区ごとに、公民館を拠点としたふれあいまつりや安全パトロール活動とか、また近くに琵琶湖博物館、立命館大学とか連携事業を進めているというようなことも、京都新聞の11月29日に載っておりました。そういうように、その辺のところも十分参考に、教育の日の取り組みに取り入れていただきたい思いでございますので、よろしく願いいたします。

野洲市が教育の日を制定されれば、県下13市町でも初めてではないかと思うわけでございます。他県をネットで見ると条例化されているところもございます。仮に野洲市教育の日を定める条例も、これは視野に入れまして、そのときはまたここにおられる議員各位には何とぞ適切な審議と議決を賜らなければならないと思いますので、よろしく願い申し上げます。また、予算も必要ではないかと思っておりますので、この辺のところも十分考慮していただきたい思いでございます。

最後に、市民の皆さんの教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取り組みを市民全体で推進いたしまして、市における教育の充実と発展を図り、野洲市教育の日を中心にして、学校、家庭、地域が協働した取り組みが行われますことを、これからの教育長の手腕に期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 再々質問にお答えをいたします。

ポスター、シンボルマークのご提言がございました。標語等につきましても、検討をさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第6号、第7番 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 本田章紘でございます。ちょうど2年ぶりに質問させていただきますが、改めて誠意あるご答弁をお願いして、質問に入ります。

まず初めに、環境と市民協働の具体的な、そして重要な施策となっている資源ごみ回収奨励金制度廃止について質問いたします。

山崎市長の政治理念は、旧野洲町時代から市民協働であると言われ、野洲市は人権、環境、市民との協働をまちづくりの基本テーマとして、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりを目指しています。そして、まちづくりの主役である市民との協働で大きな成果を生み出しているのが、資源ごみ回収奨励金であると認識しております。来年度からこの制度が廃止されようとしていますが、市民が日常生活の中で積極的に分別回収に取り組み、資源ごみを単なるごみとしないで、環境問題で着実に成果を挙げている自主的な活動であります。

この活動に参画している団体は、自治会、子ども会、各種のボランティアグループと合わせて67団体にもなり、市民活動の大きな原動力となっています。活動は年間を通じて地域で定期的に行われ、展開され、近江富士の活動を例にとりますと、全戸が参画していることから、一月約700世帯掛ける12カ月、延べ年間8,400世帯もの人たちが協力しています。この事例を他の団体に適用いたしますと、大変多くの方が参画しているという実態になります。平成16年度の実績として、全体で回収された資源ごみの総重量は1,874トンにもなり、支給された回収奨励金936万4,000円は、参画している団体の活動資金として市民の皆さんに還元されています。

このように、市民参加の大きな成果をおさめている施策が廃止されて、なぜ業者に委託金を出してごみの回収を行い、市民の活動をストップするのか、理解に苦しみます。

まず市長にお伺いいたします。政治理念である市民協働を通して、環境問題に取り組み、一定の成果が得られ評価されている施策がなぜ廃止されるのか。回収奨励金が活動資金源となっている市民活動の低下や、子ども会での取り組みが環境問題の教育的効果となっていることに対して、どのように判断されているのか。また、制度切り替えには市民の十分な理解が必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

環境経済部長には、廃止を決定するにあたり、どのような検討がなされたのか。そして、市民の意見は、また参画している団体の意見はどのように聴取されたのか。なぜ委託金で処理しなければならないのか。委託金はどれだけ増加するのか。現在の施策と同様の回収

奨励金制度と委託業務を平行して継続できないのか。具体的に、そして数値等を示してお答えをお願いいたします。

次に、ふるさとの川野洲川整備事業の取り組みについてお伺いします。

ふるさとの川野洲川整備事業として、国の認定を受けて野洲川右岸の近江富土地先の整備計画がありましたが、その後の取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

同事業は、平成9年12月から、市民の皆さんにご協力いただいて、具体的な構想までまとめていただいた経過がございます。そして、全国で選ばれた河川の整備事業でもあります。途中で淀川水系の河川整備が規制されることとなり、野洲川も対象河川となったことから、当初の計画は変更せざるを得ない状況になったと、平成13年3月定例議会の一般質問で答弁いただきました。その後の淀川水系の整備計画はどのようになったのか。その結果、ふるさとの川野洲川整備事業はどのような位置付けになっているのかをお伺いいたします。事業そのものが、合併と共に立ち消えになったのでしょうか。国の認定を受けた事業の置かれている現状と、今後の見通しについてお伺いいたします。

介護保険の利用者が増加して、保険料の負担が大きくなっている今日、予防介護の一翼として、多目的広場として整備して、また市民管理の健康増進のための施設としての整備はいかがでしょうか。平成10年に答申された当初計画とは異なりますが、多機能の芝生ランドとして整備し、高齢者の愛好者が急増しているグランドゴルフや散策等で自由に利用してもらって、健康増進を図る施策としてはいかがなものか。見解をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 本田議員の、市民協働による重要な施策である資源ごみ回収奨励金制度を何で廃止するのかと、こういう質問でございますが、この制度につきましては、旧野洲町ではそういう制度に取り組んでまいりました。旧中主町ではこういうことはなくして、ごみの集積場で回収を実施しておられたと、こういう違いがあるわけでございますが、それぞれの団体でお取り組みをいただいていることにつきましては、よく理解ができるのですが、例えば団体で集めていただくときには、2カ月に1回とか1カ月に1回ということになりますと、それぞれの住宅事情によりますが、やはり集積所で1週間に1遍か、あるいは2週間に1遍なら1遍取りに来てほしいというようなご意見もございまして、そういうことを検討しますと、やっぱり他のごみと同様に集積所で回収するということがいいのではないかとというようなご意見が数多くございました。

しかし、我々が取り組んできました分別収集に大きな効果を、議員もご指摘のように挙

げられたということは事実でございますが、そういうことも踏まえまして、もう一点、合特法をご存知だと思っておりますが、そのときのいろんな話し合いの中でこういうことも取りざたされた経過もございまして、行政としては合特法の精神を尊重しなければならないというようなこともございました。

そこで、今ご質問の内容では、資源ごみ回収奨励金制度が団体活動の運営補助として交付されているような向きに解釈をせざるを得ないような状況がございます。そこで、いろんな収集の方法もあるのですが、本当に子どもさんがリヤカー、手車を引いて回収されている集落もございましょうが、辻々にばいばいと住民の皆さんが出されたごみを業者がしゃっしゃっ回収していくというような方法もございまして、それはいろいろあるのですが、そういうようなこともございまして、何分内容が違う面もございまして、そういうことも検討したと、こういうことでございます。

ただ、長年取り組んでいただきましたことで、各団体の皆さんにこうしたご尽力をいただいたことについては感謝をいたしますが、ただ目的が一つであるのに行政の回収と回収奨励金制度の二重投資はいかなるものかなということ担当では検討に入ったと、こういうことでございます。もともと、この奨励金を出したときには、ごみを無料で持って帰ってくれない、逆有償という時代があったわけですね。それではいけないということで、回収補助金を出した経過もございました。そういうようなことから廃止をしていこうということになりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

特に、何回もご指摘がありますように、住民と協働したまちづくりを何でやめるのかと。有償だから協働、無償でも協働のまちづくりはできると思っておりますので、むしろ無償で住民自らが参加してごみの収集をやっていただくということが協働のまちづくりではないかと、こんなふうにも思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 本田議員の「環境と市民協働の重要な施策である資源ごみ回収奨励金制度廃止を問う」に、引き続きご答弁を申し上げたいと思っております。

まず、廃止するにあたってどのように検討したのか、また市民の意見の聴取について、委託金で処理すること、収集運搬委託金の増額等について、そしてまた制度の継続についてのご質問にお答えをさせていただきます。

回収奨励金制度によります交付金は、平成16年度はキログラム当たりは5円として、937万4,180円の交付を行い、平成17年度からは経過措置としてキログラム当た

り3円の交付を行っております。また、今年度末の交付金額につきましては、580万円程度になると見込んでおります。

比較検討につきましては、数量単価等を平成17年度をベースに行いました。団体回収分の半分の量が市の行政回収に出されたとして試算いたしますと、収集運搬委託料は約330万円の支出増となり、その収集量の増加分を販売した場合の収益は、約739万円となります。このようなことから、市として継続的に安定して回収することにより、資源としてリサイクル業者に対して有利に活用することができると考えました。

先に市長がご答弁申し上げましたとおり、制度の継続につきましては、一つの目的に対しまして、行政回収と回収奨励金制度の二重投資になることを避け、効率的な事業運営を行ってまいりたく考えております。

また、交付申請いただく窓口で、団体回収の実情等をお伺いする中では、団体活動の資金源になっているとは聞いておりますが、その活動内容は回収日に古紙、古布を自宅玄関前に出して、回収業者が各戸に収集される形態をとっておられる団体が多く見受けられます。また、そのチラシも業者が作成するなど、制度の形骸化が見られるようになってまいりました。

今後ごみの適正な分別排出から、ごみではなく資源としてペットボトルや瓶、缶と同様にリサイクル活用し、資源循環型社会形成を目指してまいりたく考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 本田議員ご質問の2点目、野洲川のふるさとの川整備事業の取り組みについてお答えします。

ふるさとの川整備事業につきましては、河川法の改正によって、今後の河川整備の長期的な基本となる河川整備計画を策定されるにあたり、平成13年2月には淀川水系流域委員会が設置され、関係住民の意見、学識経験者や地方自治体の意見を聞くなどして、今後の河川整備の内容が検討されている中、河川敷地の利用については、河川保全利用委員会を設置し、学識経験者などから意見を聞きながら、河川敷地の利用についての是非を判断していくものと伺っておりますが、特に新たな公園の整備につきましては厳しい意見が出ておるといふふうに聞き及んでおります。

こういった状況の中、ふるさとの川整備事業は、淀川水系流域検討委員会での意見や河

川整備計画の策定内容を見極めた上で、今後の整備については判断してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 本田委員。

7番（本田章紘君） 資源ごみ回収奨励金の件では余りにもあっさりにご答弁いただき、非常に残念でございます。皆さんが判断していらっしゃる内容というのは、集めるというところだけでございまして、集める努力をした結果奨励金をいただいて、市民の皆さんが市民のための活動を展開している。この部分には全然目線が当てられていない。そういった答弁でございます。

今、既にこういった活動を展開して、特にこれがスタートする段階では、当時町長であった山崎市長も、そういったものを利用して市民活動が活性化されればよりいいのだと、こういう説明を受けてスタートした経緯がございます。そして、私が住んでおります近江富士団地の事例を参考にして、町内にずっと広がったわけですね。67団体の8割近くはその業者がやってくれている。その業者との間で回収についてはいろんなやりとりをしながら、工夫して今日があるわけです。特に、高齢者社会になってきて、重たい新聞である、雑誌である、古ぎれである、段ボールである、そういったものを集積場まで持っていかなくても軒先で引き取ってくれる。1カ月間ためておいていただいたら、そういう形で回収してくれますよと、こういう形で現実、今を迎えているわけです。何もせずに今日があるわけではないのですよ。市民の皆さんが一生懸命頑張って今日があるわけです。そして、その資金を有効に活用して市民の皆さんに還元しているわけです。こういった政策なのです。そこに目線を当てずに、ただ集めて持っていくだけのところでしか考えていらっしゃる。これは施策の検討とは言えないのではないですか。

なぜその部分にもっと目線を当てて、特に今回廃止にあたって説明されたのは自治会だけと聞いております。自治会へもいろんな意見を聞いたのではない。こういう格好になりますという文書を持って行ったと、こういうぐあいに聞いております。そうしたら、その他の47団体、残りのところはどうしたのだと、自治会は20団体でございますので、47団体はどうしたのだといたら全然聞いていないと、なぜなのだと、こういうことになるのです。ここのところというのは、本当に市民の目線で政策を展開していらっしゃるのだろうか。旧中主町でできていないのだったら広げればいいではないですか。悪い政策ではないのですから。リサイクルしてそれを活用しているもっとも代表的な活動例なのです。

どうしてこの部分に目線が当たらないのか。検討の部分に当たらないのか。この部分についてなぜ検討されないのか。また、活動をとめるわけにはいきませんので、その活動が続くような施策を、代替策を市民の皆さんと話し合われたのかどうか。既にその団体の中では困っていらっしゃる部分があるわけですね。どうしようかと。やはり1団体で三十数万円のところも四十数万円のところもあるわけです。大きな資金源になっているのです。そういったところもカバーして、なおかつ新しい方向性を出していく。これが市民の声を大事にする、市民との協働を大事にする市政の理念ではないのでしょうか。

もう一度その部分について、どのようなお話し合いがされたのか。していないのだったらしていないとはっきり明言していただきたい。お伺いいたします。

それから、ふるさとの川の野洲川整備事業なのですが、おっしゃるとおりいろんな経過があって今日を迎えていることは承知しております。ただ、全国で11河川16団体、これが対象であったと、このように認識しております。そして、国の認定も受けたと。この事業を進めましょう、いいですよ、国からの認定証もいただかれた。そういった事業であるはずなのです。淀川水系の河川利用についていろんな問題が審議されたことも見聞きしております。ただし、やはり市で、まちで名乗りを挙げた施策なので、事業なので、13年の第2回定例会でも、当時の町長であった山崎市長は、これは何としてもやりたいのだと、こうおっしゃっています。答弁書をここに持っております。議事録を持ってきております。ひもといてみると、やはりそういう思いがあったはずなのです。縮小してもいいのですよ。当時も全体9ヘクタールの中の3ヘクタールを開発しようと、こういうことであります。ただ、芝生ランド的なもので市民の皆さんに利用してもらおうとすれば、全体を整地して使っていただく方がより有効になります。今、実は堤外のところが高木と竹林を伐採されてきれいになっています。放置しますとこのような状態になるわけです。高木が生えて、竹林が生えて、葛がいっぱい生えて、決して河川の安全安心な方向性ではないですね。遊水池でありますから、もし水に浸かったときどうなるのだといたら、非常に危険な状態であろうかと思えます。そして、今見ていただいたらわかるのですが、いろんなごみが捨てられております。荒れたままにしておくとうような状態が起こるわけですから、不法投棄を防止するためにも、何らかの手だてを考えていかねばならない。川を守り、地域のために役立つような整備をしていくことが大事ではないでしょうか。なぜ整地して芝生ランドとして市民の皆さんが管理して下さいと、そして皆さんで利用して下さいと、最も市民協働の基本になるような事業展開ができないのか。そういった形で淀川

水系であったり、その後に行っている河川保全利用委員会であったり、琵琶湖河川事務所ですか、そういったところとの連携がなぜとられないのか。放置されたままになっているというのは、これは事業として皆さんにPRしながら、何も手を打っていないということではないでしょうか。今後そういった検討ができるのか、できないのか。改めてお伺いしたいと思います。なおかつ、このふるさとの川野洲川整備事業そのものをもうやめるのか、続けるのか、その判断もあわせてお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ごみの分別収集で、資源化を促進していこうという理念は変わらないのですよ。今までどおりやってもらった方がいいのですよ。玄関先に出してもらって業者に集めてもらってもよろしいのですよ。ただ、そういうことを今ここまで目的が達成できたのではないかと。だから、奨励金はやめていこうと、こう申し上げていますので、ごみの分別収集については一層の住民の皆さんの参画を得たいし、それが協働のまちづくりであると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 本田議員の再質問でございますけれども、廃止をさせていただくまでの経過でございますが、簡単に説明させていただきますと、平成16年度までキログラム当たり5円ということで奨励金を出してまいりました。また、今年度より先ほども答弁させていただいたと思いますけれども、旧野洲町を含みます市内全域で古紙、古布の回収を開始したということでございまして、その経過措置というようなことで、今年度はキログラム当たり3円ということでさせていただきました。

そしてまた、各自治会への説明、20自治会でこうした資源ごみの回収奨励金を、活動をしていただいているわけでございますけれども、その自治会につきましても、過日それぞれの自治会長さんにお電話させていただきまして、これの廃止に至る経過、趣旨等、すべて説明をさせていただいたという経過がございます。

また、各団体があるわけでございますけれども、その団体につきましても、文書でございますけれども、事前にこうした廃止に至る経過等を十分説明させていただいた文書を送付させていただいたという経緯がございます。

そしてまた、市民等の話し合いの件でございますけれども、この奨励金、窓口に当然交付申請にお見えになるわけでございますけれども、その段階で今日までそうした団体等のご意見も、現状の奨励金制度についてのご意見もお聞きさせていただいておったわけでござ

ございますけれども、先ほどこれもご答弁させていただきましたように、玄関前にごみを出され、そしてまたそのごみを玄関まで収集の業者が取りにくると。そしてまた、それをいついっか取りに来るといった案内の通知のチラシ等につきましても業者が作成したチラシを、一部自治会の方で手直しをされて、それを各戸に配付されておられるという、ちょっと制度の趣旨から外れるような、すべてがそうしたところばかりとは申し上げられませんが、ほとんどの団体、自治会がそうした形で収集を行っておられるという状況等もお聞きしておったということでございますので、そうした市民の意見、回収されておられる団体等の意見も十分お聞きした中でのこうした廃止に向けての内容でございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 4 9 分 休憩）

（午後 1 時 5 4 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 本田議員の質問でございますけれども、奨励金制度がなくなって、それによっていろいろ、そうした活動をしていただいていたということに対しましては、ありがたく御礼申し上げます。

また、そうした奨励金制度がなくなるということに対しまして各団体への支援とか、また環境教育の手法等につきましては、今後分析をいたしまして、検討課題ということにさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 本田議員の再質問でございますが、ふるさとの川整備事業についての考え方ということで、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

私も現地を見させていただきましたが、確かにあれだけの空閑地、もったいないというふうに考えておりますし、何か生かす方策を考えるべきであろうというふうに思っております。ただ、先ほどご指摘いただきましたように、以前の計画では現在の保全委員会等の中ではなかなか難しいということでございますので、基本的には川でなければできない利用、川に生かされた利用を基本とされておりますので、何かそのような方策を考えていこう

かというふうに思っておりますし、また事業費の関係もございますので、最近の財政事情もありますので、ふるさとの川整備事業だけにこだわらず、他の手法等も含めまして検討していきたいなというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 本田議員。

7番（本田章紘君） 資源ごみ回収奨励金につきましては、活動に使っているお金がなくなりますと、活動はとまるわけなのです。検討されている間はどのようにするのかということです。並行して検討しながら、その妥協点が見出されたときに乗りかえるとか、施策は一旦とめるとか、とめてから考えたらだめなのですよ。とめる前に考えなければいけないのです。今全然考えていないということになるのですよね。市民が頑張ってきたことに対して何も考えなかった。大変厳しい言い方なのだけれども、ただごみを回収する、その点だけに力点が置かれている。そうとしか思えないのです。

合特法の問題をおっしゃいましたけれども、合特法は合特法なのです。それで補償していけばいいのです。旧野洲町ではそのような形で進んできたはず。ある特定の業者にその分を渡してやるから今度のこういった制度を廃止する、それはいいはずなのです。そうではないと私は信じたいと思います。そうであつたらいいわけ。合特法の問題というのは、それで一旦法を守りながら、ある時期までやっていくべき施策であろうと、そう思います。ですから、余り合特法との関係ではなしに、僕が訴えたいのは、市民協働参加の部分なのです。市民活動の部分なのです。ここの部分が低迷してしまうことを危惧しているわけです。市長の市政理念が、やはり市民協働であるということの観点から、なぜその部分の検討がされなかったのか。

先ほど部長がおっしゃいました。自治会には説明したよと。平成16年10月1日に発行された文書、これですね。17年度から3円になりますよと。これがお渡しになった文書だと思うのです。今年また配付されました。やめますと。お話し合いは全然ないのですね。一方的通知なのです。これは話し合いではないですよ。自治会というのは67団体のうちの20団体です。これが一覧表ですね。皆さんの手元にある。あと残りの47団体というのは、そういったいろんな意見聴取というのはされていない。一方的な通知だけである。これは市民の目線で行政を進めていらっしゃると見えないのです。もっともっと聞いて下さいよ、声を。皆さん何でだろうとおっしゃっていますよ。自分たち一生懸命頑張って集めて、業者が軒先で引き取ってくれるところまでになったと。そして本当に多くのご

みが集まっているのですよ。それが資源として回収されているのですよ。実態を見て下さい、回収の日の。すごいボリュームのものが出てくるわけです。1カ月間、2カ月間で。これだけ資源に回収されているのです。今まで焼却ごみになっていたのではないのです。そして、自分たちがそうやって集めたお金で、これは補助金ではないのです。自分たちが活動した成果なのです。それでもって次の活動を展開していらっしゃる。高齢者のための活動であったり、子どものための活動であったり、やっぱりこういったことというのは、もっともっと拡大すべき施策ではないのでしょうか。単に補助金を出して活動して下さいではないだろうと。そここのところに環境経済部としての目線が行っていない。

来年3月でおやめになったら、3月から次のステップまでは、今まではそれを資金源としていらっしゃった団体はどうすればいいのですか。補助金はないですね。またそこから資金を得る手段がないのです。今必死になっているいろいろ検討していらっしゃいます。そこには行政の手は差し伸べられておりません。今まで自分たちで一生懸命分別回収してきたと。平成10年からスタートしております。7年の歳月の中で定着してきた。その活動の一部だけ見て評価することだけはやめていただきたい。全体にどう動いていっているのかを見ていくことが市民協働の基本である、そのように思います。

環境経済部長、もう一度こういった部分について、皆さんの目線をどうされるのか、お伺いさせていただきます。

ふるさとの川野洲川整備事業、おっしゃるとおり以前答申いただいた内容では、とてもできないことは承知しておりますし、してはいけないと僕もそう思います。余りにも大きな計画でございましたので、起債を起こしてやるような事業でございました。しかし、今のまま放置されますと、竹やぶと葛の林と高木がすぐに生えてくる、またそれを刈り取らなければならない、不法投棄が発生する、こんな環境であろうと思います。実は、その場所は、昭和60年には薬草公園の計画がございました。そして、堤防を構築するときに、その延長上にとということで河川の堤防の下のところ通路までできております。レンガで区切りをした通路までできております。これは皆さんが計画された薬草公園の延長上にあるものであります。いろんな事業を計画しながら、日の目を水にどんどんとんざしていく、消えていく。これでは市政を疑われます。ましてや、国の認定まで受けた事業ですから、何らかの形で進めていくことが本来であろうと。ましてや市民の皆さん、13名の皆さんが協力して案を練られた公園計画でありますから、そのままの形ではないにしても何らかの形で整備していかなければならない。そして、費用をかけてはならないことは承知しており

ますので、最も効果的に整備できる事業計画を練り上げていただきたい。それが本来であろうと。先ほど前向きに検討しますということでしたが、いつごろを目処に検討していただけるのか、再度お伺いさせていただきます。

環境経済部長と都市建設部長、よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） どうも合わないところは、近江富士団地で玄関先に集めたら業者が取りに来てくれると。これは非常に大きな効果だと思います。これは今までの努力が実ったと思うのです。それはそれでいい、そのまま続けて下さい。ただ、奨励金をなくしていこうと、こういうことですから、なくしたことによってその団体の活動がとまるのではないかと、それは私は把握していませんので、どういう活動を、多分そのお金は資源ごみ、あるいは循環型社会の形成のためにお使いいただいている金と解釈しますけれどもね。他にお使いになっているのでしたら、もともとの目的から反するような感じもいたしますので、その辺をはっきりと申し上げておきたいと思います。このまま分別収集、資源化ごみの収集には努力をいただきたい。それが住民協働のまちづくりであろうと。

それともう一点のふるさとの川づくり、これはちょっと本田さん、申しわけないのですが、若干空間がございましたので、淀川水系流域委員会がいろんなことをやりました。ダムの中止、大戸川、その中で、我々が利用しております野洲川河川公園も、ややもすれば今度の占用許可を受けるときに許可が下りないかもわからないのですよ。そういう状態に今委員会でやっている。それに我々は猛烈に反対をしているわけですね。ふるさとの川も、あの当時、言っては失礼なのですが、地元では反対がありました。車がどっと入ってくるではないか、そんなことをしてもらったら困るではないかというような反対が直接建設省の耳に入って、ちょっと待とうということになった。待ったがために、今流域委員会の検討の中から外れているのですよ。部長ははっきり言わないけれども、そうなのですよ。だから、流域検討委員会の中で今事業の選択をしているわけですね。それは我々地元の意見を聞けと、失礼な言い方になりますけれども、学者だけの意見では困るのだと。実態我々が川を守り、川の恩恵を受けて、地域のために我々が守った川を我々が自由に使えないと、こんなことがあり得るのかということで猛烈に反対しているわけですね。

だから、おっしゃるふるさとの川の上流の事業は、しばらく手が付けられないと思います。我々は一日も早くしたいという思いはしていますが、今までのような利用はできないであろうと。むしろ、真ん中辺に竹やぶがございます。我々はあの竹やぶを取ってくれと

言いたい。ところが、流域委員会では自然を残せと、こうくるでしょうね。そうすると土地利用ができないというような実態がございますので、今しばらく時間をいただかないとふるさとの川についての答弁はできにくいと思います。部長は遠慮して、過去を余り把握していませんのでそういう言い方になっていると思うのですが、私はそういう解釈をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 本田議員の再々質問でございますけれども、市民協働のまちづくりというようなことで、奨励金制度は重要な役割を果たしてきたということは十分認識もいたしておりますし、大事なことであったなというふうに考えております。

ただ、今奨励金を出しているわけでございますけれども、団体が回収されますと、小口回収がほとんど、近江富士団地はそういうことはなかったと思いますけれども、その中で実際資源ごみとして販売をいただいている単価でございますが、例えば新聞の場合ですと、キログラム当たり0.5円が現在売り渡しをされておられる金額だというふうに聞いております。行政の方で販売をさせていただいておりますのは、新聞の場合でキログラム当たり9円という、それだけの開きがあるわけございまして、いわば、言い方が悪いかもわかりませんが、団体が行政のお手伝いをされているような形になるのでは、金額だけを見させていただきますと、そういうふうにもとらざるを得ないなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、市民協働ということでございますので、団体、あるいはまた環境教育の手法、今後の検討課題と申し上げましたけれども、午前中の藤村議員のご質問の中でもございましたように、現在環境基本計画策定委員会を開催させていただいているわけでございますが、今申し上げましたそうした団体の支援、あるいはまた環境教育の手法等につきましては、そうした計画策定委員会の中でもご検討いただいて、よりよい方向に持って行きたいと考えております。

また、合特の話でございますけれども、一つの目的に対しまして二つの事業ということで、一番最初にご答弁をさせていただいたわけでございますけれども、行政回収の委託先でございますけれども、合特の契約によります既存の業者に委託をしているということでございますので、そうしたためのものではないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 1 1 分 休憩）

（午後 2 時 1 3 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 本田議員の再々質問の中で、金額を比較検討させていただいたわけですが、本田議員が先ほどおっしゃっていただきましたような意味合いの内容で申し上げたわけではございません。一般的な意味での比較の検討の金額を申し上げたつもりでございます。それにつきまして、ご迷惑をおかけいたしまして申しわけございません。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 1 4 分 休憩）

（午後 2 時 2 9 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 7 号、第 1 番 西本俊吉君。

1 番（西本俊吉君） 1 番の西本であります。私は昨年 3 月、旧中主町役場を退職するまでの間、40 年間市民の皆さんの第一線で頑張ってまいりました。その経験から、市民感情とかそういうものについては、ある程度本能的に悟る、そういうものを身に付けてまいりました。そういう立場におきまして、私は市民の今後における福祉施策のさらなる充実を求める立場から、質問に入らせていただきます。

指定管理者制度につきましては、その市民に及ぼす影響、長所、短所、いろいろ出てまいるかと思えます。本市において、6 月議会で指定管理の手続条例が議決され、9 月議会にて施設設置条例改正案が議決されています。

この指定管理者の主たるねらい、主軸は、逼迫した自治体財政のもとでの行政経費の節減と民間企業等の導入が目的であります。この指定管理者制度の導入にあたって、私は市民の市政に対する信頼を損なうことなく制度移行させるために、それぞれの施設における現状を細かく分析し、なおかつ市民サービスの低下とまらない方向で十分な配慮をもって実施されるべきだと考えております。

この観点から、第 1 点、指定管理者を公募し、複数以上の応募申請が出されてきた時点

において実施される選定委員会での具体的な審査等について伺います。

第2点、施設を利用している市民、それぞれの施設によって事情の違いはあろうかと思えます。しかしながら、福祉職場等におきましては、その管理者が変わるということによる非常に心理的な不安、いろいろなものも結果として招く要素がございます。そういうことに対し、心のケアなどが必要となる場合、利用者並びに施設管理者に対して、どのような対応をなされるのか、お伺いいたします。

第3点、直営、委託施設を指定管理者制度に移行し、実際にその管理者が交代することになれば、その都度第一線で働いている職員は、職場を追われるというような結果を招くおそれが多分にあります。管理者が変わっても施設設置者の市の立場は一切変わるわけではないのです。そういう立場から、もしそういうようなおそれが出てきたとき、またその可能性がある段階で、行政マンと同じように第一線の公的な部門で働いておられる職員に対し、そのような事態に至るデメリットというものが出てくるおそれがあれば、それに対する市の何らかの手だて、そういうものをお考えなのかお伺いします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 西本議員の指定管理者制度に関するご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の指定管理者選定委員会が行った選定方法でございますが、評価の視点は現在のサービス水準、または市として確保しなければならないサービス水準を基準とした絶対評価を考えております。しかし、今回の公募施設の応募はそれぞれの施設に2団体であったことから、現在管理委託している団体と比較してすぐれているか否かの相対評価で審査したものでございます。

また、その選定基準でございますが、12の評価項目で審議したものでございます。具体的には、1点目は団体の安定性、継続性、2点目は団体運営の透明性、公正性、3点目は団体運営における法令等の遵守状況、4点目は運営実績、5点目は効果的運営、効率化への取り組み、そして6点目につきましては受託への熱意、意欲、7点目は施設管理の安全性への配慮、8点目は施設管理運営体制、9点目は利用者への対応、10点目は職員の育成、11点目には団体の理念、姿勢、12点目には事業等の提案、この12項目で審査したものでございます。団体の安定性や団体運営の透明性、あるいは施設の効率化への取り組みなど、団体が考える事業等の提案を総合的に審査したものでございます。

2点目の施設管理者が替わることでの施設利用者に対する心のケアが必要となる場合のお尋ねでございますが、選定委員会では先ほど申しましたように、おおむね応募がありました団体から提出されました事業計画等を見て、単に経費が安いところを選定するのではなく、利用者サービスの向上に寄与するかどうかという観点からも審議しておりますので、利用者へのフォロー体制はしっかりしているものと承知しております。

3点目の委託施設を指定管理者にゆだねた場合の職員の身分の取り扱いについてでございますが、指定管理者制度は公の施設の管理に民間の活力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図ることが法の目的でございます。このため、市民にとってサービスの質の向上と行政コスト削減を第一に考えた指定管理者の可能性を追求すべきと考えておりますので、現在管理委託をしている団体職員の身分は、その雇用されている当該団体が考えられることであり、市としては関知しておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 西本議員。

1番（西本俊吉君） 審査委員会での評価される点数12項目については今伺いました。では、実際の審査にあたって、現地とか利用者とかそういう立場での評価というもの、言うならば審査員が実際その現場なりを目で見て、肌で感じるそういうものは評価の中に入るシステムになっているのか。実際今回対象となりました2施設に対して、審査委員会が何回行われ、そしてどのような経過を経て結論付けられているのか。その辺についてもう少し掘り下げたご答弁をお願いしたいと思います。

利用者についてですけれども、私が申し上げているのは、一般的な料金徴収等とどまる施設であれば徴収者が替わってもそう大きく差はないと思います。しかしながら、いわゆる受益者である市民とそれを授ける専門的な知識を持った指導者との人間関係、そういうものが壊れて、そして指定管理者制度に基づくいろんな業界が、一般の法人会社等が入ってくるような状態になれば、もうけの手段に利用される危険性というものを多分に感じております。だから、専門員の質とかいろいろなものを考えて、その辺についての評価の付け方、またその評価における審査機関が短期にならずに十分された上で公募されるべきではないという意見を持っています。

それから、今日まで、あえてどことは申し上げません。直営でやっている業務について委託を受けている、そこが委託を受けるにあたって専門職員を雇用しているという関係があります。だから、そこで指定管理者が替われば、当然外郭団体である現在の委託を受け

ているところが、その職員のエネルギーを吸収しなければならない、エネルギーだけでなしに人件費等も、市から交付を受けないままにその団体運営をしていかなければならないというような事態が考えられます。当然、機構の改廃が伴いますから、団体は団体なりに該当する職員についての取り扱いは決めていかれると思います。そういうところから本当に、幅を広げて民間活力の導入という方向性はいいのですけれども、ある意味では今までのいろんな業種での民間委託同様、経営における住民サービスそのものを度外視した形で質の低下につながらないか。私はその点を非常に心配しております。

そういうところで、今申し上げました点について再質問しますので、お答えいただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 西本議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の公募について、現地の施設関係等を審査員が視察したのかというご質問と、審査委員会の回数でございますけれども、今回の募集にあたりましては、現地への視察は行っておりません。しかし、公募段階で募集をいたしまして、先ほど申し上げましたように、事業所の方から事業計画、また収支決算、事業内容、そういう書類を提出していただきました。審査会については1回開催しております。まず、審査に入る前に担当原課の方から施設の内容、状況をまず審査員に説明いたしまして、その後それぞれの事業所が決められた時間内で提出資料について説明するという中で、審査員が総合的に判断して決定したという形でございます。

そして、雇用の関係につきましては、先ほども申しましたように、雇用そのものにつきましては指定管理者そのものと関連がございませんので、それにつきましては、やはりそれを雇用している団体とその労働者の問題ということで、市の方が特段それに介入することとは行っておりませんし、今後も行っていないという形でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 西本議員。

1番（西本俊吉君） 40年間第一線で、私のところも私がやめた翌日から民間委託されております。そういう第一線の汗というものを全く評価されないというのですか、気持ちというものをくまれない。至って帳面上と言うと失礼ですけれども、現場も実際見ず、1回の提出された書類審査、そして点数配分というのですか、何かそういうような方法で机の上での結論を招いている。私はもう少し現場に出向いて、いろいろな角度から結論を

得るための努力をされるべきではないかと思ます。

冒頭にも申し上げました。やはりこの制度の導入を通して、単なる減量経営だけを目的としたアウトソーシングのような市場として使うのではなく、山中部長もご回答の中で話しておりましたが、この制度の導入を通し、どのように住民の福祉を実現し、自治体行政に課せられている責任を果たしていくのが最も重要な課題であると思ます。

そういう意味におきまして、行政の範囲内におかれましても可能な限り、今後4年後には見直しもございます。また、必要にかられて再度提案されるということも考えた折に、これらの国としての指導基準、各自治体に任されている部分が多いやにも思ます。そういう意味において、慎重な行政のお考え、そういうものを期待しながら、これで私の発言を終わります。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第8号、第8番 三和郁子君。

8番（三和郁子君） 8番、三和郁子でございます。

平成18年度予算編成について。昨年10月の合併、市長選挙、そして先般の合併後初の市議会議員選挙を終え、文字どおりすべての面で新市のスタートを切りました。あいまいな中とはいえ、地方分権の進捗に合わせた自立と新規性のある新生野洲市確立のため、まさにその行政手腕が問われます。そのためにも、行政、議会両者は心新たに新鮮な感覚と住民の目線にかなった行政施策の執行を図らねばなりません。

選挙後初の定例議会にあたり、ますますの野洲市の発展のため、市民の皆さんの声を議会に届けると同時に、税執行のあり方や是非をしっかりと議論してまいりたいと思っております。

さて、平成18年度当初予算構築のこの時期、職員の皆様には日夜心労の日々が続いていることと思っております。合併前に推進していた行政改革、財政改革は推進途上、しかし、これらの改革については、新市における具体的項目、数値目標などの設定がまだされておられません。18年度予算編成にあたっては、この行財政改革を意識した中で、どのように予算を構築するのか注目しております。また近年、緊縮予算が叫ばれながら緊縮予算編成が達成された記憶がありません。また、予実対比においても、110%を上回る膨張決算となっており、予算構築時の精査において厳しさが不十分、あるいは補正により事業を執行する安易さがあるのではないかと懸念があります。合併後においては、財政改善を至上命題とした18年度予算編成を強く意識しなければなりません。そこで伺います。

第1点、行財政改革の数値目標設定と予算編成に関する基本概念、指針について。

第2点、17年度当初予算との対比において、税収見込みと予算規模について。

第3点、財政改革の数値目標設定にも係るが、18年度予算では起債と公債費のバランスをどのように図るのか。また、ふえ続ける公債残高をどのように改善するのか。中長期的な見地で所見を求めます。

第4点、合併による財政効率化、効果創出の分野及び規模について。

第5点、合併特例債事業計画について。

第6点、その他重要な予算編成上の指針について。

以上、6点伺います。

2件目、福祉と安全施策。まず介護保険料について伺います。

合併により介護保険事業が一本化され、見直しの結果、第2期17年度末までの1号被保険者保険料は、年額4万7,400円、月額3,947円となりました。10月1日の滋賀県下他市町と対比してみますと、第2位の豊郷町4万3,728円、第3位、湖南市4万3,200円、野洲市の4万7,400円は圧倒的な高額負担となっております。県下の保険料の順位をさかのぼってみますと、第1期12年から15年度、45市町の介護保険事業開始時では、中主町42位、野洲町39位、第2期スタート時が9位、18位、同じく第2期10月1日現在、39市町では野洲市は第1位となり、短期日の間に驚異的な増加となっております。1、2期の増減率は全県の加重平均が16.8%、増減率0%が9町、一けた台が15市町、また第2位西浅井町の33.6%に大差を付けて中主55.9%、野洲52.5%と、極めて高い増加です。平均値16.8%から見れば300%超の高い数値であり、これはまさに驚きです。そこで伺います。

第1点、群を抜いた滋賀県トップの介護保険料と増加率の背景には何があるのか及び課題について、精査された所見について。ちなみに、15年4月第2期スタート時の保険料と野洲市の現在の保険料を対比すれば、全国2,760余の市町村中、高い方から260番台と最上位区分にある。

第2点、今年度の見直しのポイント及び課題との整合性について伺います。

第3点、もはや馬なりの事業運営では立ち行かず、市民の負担が増すばかりです。施設や人のコストを軽減、あるいはボランティアによるサテライト、地域型、互助型の介護サービスシステム、そしてそのノウハウをどうしても構築する必要があります。もっともっと研鑽願いたいものですが、いかがでしょうか。

次に、公共施設のアスベスト調査とその対策について。全国的なアスベスト禍は、認定や補償など今後複雑化する様相を呈しております。

野洲市においても、8月に野洲市危機管理対策本部を設置し、公共施設の検証、含有量分析や対策、検討がなされ、一部の施設については先行的に封じ込め対策が講じられました。そこで伺います。

第1点、9施設19カ所と聞いておりますアスベスト含有量分析は、終了したのでしょうか。防御策が先行実施された2施設も含め、最終的な分析を実施した施設名、分析検体数、ただし検体については施設別に場所、壁、天井など、材質、吹き付け、ボード練り込みなど、明確にした詳細な分析結果について。

第2点、結果を踏まえ、今後どのような対応となりますか。

次に、子どもたちの安全について。相変わらず理不尽としか言いようのない形で尊い命が奪われ続けています。中でも、抗いようのない中で前途ある小さな児童の命が失われる事件は、何とも痛ましい限りです。手をこまねいているわけにもまいりません。尽くせる手段は尽くしたいものです。この種の事件防止が叫ばれて久しいこのごろですが、不審者の学校への侵入対処のマニュアル整備、更新や撃退術、護身術の訓練、登下校時の警戒など、怠りはないでしょうか。行政として、これらの対処状況及びさらなる安全への配慮について。

次に、永原地先小林製薬跡地開発について。住民の方から、当該地が宅地として開発進行しているようだが、土壌の安全性について疑問があるのではないかとこの声が届けられました。近隣の住民の方にしてみれば、地下水汚染の不安や資産価値低下など、心配されるのは至極自然な心理かと解釈されます。そこで伺います。

第1点、当該地の開発に係る許認可申請の現況及び将来的な開発計画など、行政が知り得ていることについて。

第2点、当該地は市街化調整区域に位置していると思いますが、住宅に係る開発であるとするれば、用途変更が必要かと考えます。その所見について。

第3点、あわせて調整区域からの用途変更に必要な面積及び当該開発地の敷地面積について。

3件目、今後の農業施策。1986年のGATTウルグアイ・ラウンド協定による米のミニマムアクセス70万トンの受け入れにより、我が国の農業形態は大きくさま変わりをいたしました。日本の食料自給率はおおよそ40%、先進国対比においては2分の1から3

分の1であり、輸入に依存しなければ立ち行かないのが今日の日本となっています。世界の後進国、途上国や中国などの食料事情を勘案するとき、日本は将来的に潤沢な食料調達が可能なのでしょうか。大きな不安を感じます。

日本の食文化は、近年米を主食としない食生活へと姿を変えてきており、さらにその傾向は進むものと予測されます。一方、米の生産はこの食文化の変化などを背景として、国家的に米の作付調整が行われています。また、米に限定されたことでなく、食料生産コストの高どまりの背景が輸入調達に拍車をかけているわけです。もし、日本への国際的食料供給バランスが壊されたとき、日本は自給率を回復できるのか。国家としても憂慮される状態に立ち至っています。

農業従事者の高齢化や兼業化、後継者不足、農業に対する経営的魅力不足等により、耕作意欲が減退し、今では昭和60年、13万ヘクタール、平成12年、34万ヘクタールと、耕作放棄農地が増加してきているのが国内農業の現状です。

この状況は、野洲市においても同様です。野洲市の専業、兼業別農家数統計によれば、1,382戸のうち専業農家はわずか8.5%、しかも農業所得を従とする第2種兼業農家が87.7%、また角度を変えて副業別農家数で見れば、主業農家は1,382のうち4.4%、さらに65歳未満の農業専従者がいる主業農家は3.7%と、極めて低い数値となり、今後の農業振興が憂慮される統計であり、今後も減少傾向が否めない状況にあります。田畑を所有しておられる多くの市民の皆様から、どのようにすれば耕作の継続ができるのかとか、所有している田を今後どのように考えればよいのかといった深刻な悩みや迷いをお聞きします。

野洲市の農業を守るため、また農地の相続対策など、農地を農地として未永く維持可能な営農システムの早急な整備が求められます。野洲市においても、種々の方策が講じられているところですが、農林水産省は17年春、効率的、安定的な農業経営を目指す支援制度をセットとする担い手の育成と経営安定対策を打ち出し、地方自治体にその実践を促しています。この観点からお伺いいたします。

第1点、野洲市の農業安定化振興策の現状と課題、及び将来展望について。

第2点、今次の農水省、担い手の育成と経営安定対策に対する野洲市の取り組みについて。

第3点、上記観点に係る18年度予算編成における予算措置の考慮について。

以上、3点伺います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 三和議員の18年度の予算編成について、基本的なことですので、私の方からお答えを申し上げ、以下、部長がお答えいたしますのでよろしく願います。

第1点目の行財政改革の数値目標設定と予算編成に関する基本的な理念と指針、非常に長い言葉でございますが、これについてお答えを申し上げます。

まず、18年度予算編成にあたっては、おっしゃるように合併直後の緊急的な課題解決に向けた取り組みが必要でしょうし、また16年、17年と経過があったわけなのですが、おっしゃるように新しい議会も構成されまして、いよいよ、言うなれば18年度が本来の合併協議によるところの予算の編成であろうと、こういうように受けとめております。

そこで、いろんな問題を解決するについては、前年度に引き継ぎまして、あえて枠配分、シーリング枠は設けずに、緊急性の高い優先順位等を精査して、徹底した歳出の見直しを行っていこうと、こういうように考えております。すべての事務事業において、効率化、重点化を進めて、一層所要財源の捻出努力を意識した予算編成に努めていかなければいけないのではないかと、こんなふうにも思っております。当面予算編成にあたっては、行財政改革の数値目標を設定しておりませんが、これは絶えず申し上げましたように、国の三位一体改革の方針が出た後に我々地方は行財政改革に取り組む必要があると、こんなふうに申し上げております。

そこで、現在予算の編成にあたって、事務事業あるいはいろんな面について、今見直しを、点検をしているというところございまして、まだまだ予算の編成には至っていない。事務の見直しをやっていこうということの取り組みをいたしております。そういうことで、ご理解をいただきたいと思えます。

第2点目の税収見込みと予算規模についてでございますが、まず税収の見込みでございますが、市民税では大きな税制改革がございましたね。高齢者の控除を廃止する、あるいは扶養家族の控除を廃止すると。そういうような改正を含んで、およそ2億3,000万円ぐらいの増収が見込めるのではないかと、こういうふうに思っております。また、法人市民税では、高額な納税企業の業績の好不調によるわけでございますが、それだけ不安定な要素もあるわけなのですが、前年度当初並みぐらいは見込めるのではないかと、こんなふうに考えております。

次に、大きな固定資産税でございますが、固定資産税については地価の下落に伴います

評価替え、あるいは既存の家屋の減価あるいは償却資産の減価償却、設備投資が多くされなかった、縮小されているというようなことから、3億7,000万円ぐらいの減収になるのではないかと、こんなふうに見込んでおります。

そこで、予算規模についてでございますが、今予算編成の作業中でございますが、おおむね9月議会でも申し上げましたように、200億円程度の予算は組んでいきたいと、こういう希望を持っております。

第3点目の起債と公債費のバランスですが、これは中長期的な見地から見ますと、投資的な経費に充当しておりますのが地方債でございますので、これは正常なバランスは発行額とその年度に地方債として償還する額とが同額であれば、公債費はだんだん減っていくと、こういうことで、発行額をむやみに償還額よりもふやすことは慎んでいかなければいけないだろうと、こんなふうにも思いますが、ただ、18年度は合併直後の緊急的な事業がございます。給食センターとか非常に大きなものもございますので、それについては地方債の発行が財源となりますので、ややもすれば地方債の元金償還額を上回るのではないかと、こんな見通しを持っておりますが、上回る分については地方交付税で元利償還を見てやろうと、こういうことですから、直接我々が言う公債費を上回ることにはならないと、それだけでは気を付けていかなければいけないと、こんなふうにも思っております。そこで、合併による効果を出していきたいと、こういうふうにも思います。

普通会計の平成16年度決算ベースと比較しますと、特に人件費では、特別職の数が減少したことや一般職員の勧奨退職によりまして、1億4,000万円ぐらいの規模で縮減できるのではないかと。また、補助費等、負担金等を含みまして、いろんな面で縮小を図っておりますので、これが1億1,000万円ぐらいを見込めるのではないかと、こういうふうにも考えております。

予算編成上では、長期的な視点では事務の効率化による諸経費の削減、あるいは短期的には事務の一元化、また臨時的なコストを下げていこうと。あるいは一時的に経費が膨らむこともありますので、この辺については十分な配慮をしながら対策を練っていかねばいけないと、こういうふうにも思います。

5点目に、合併特例債の事業計画についてお尋ねでございますが、合併特例債につきましては、既に合併協議の中で挙げられた事業についてのみ特例債を充当できることになっておりますので、挙げますと、給食センターの整備事業、コミュニティセンターひょうずの整備事業、あるいは有隣館の整備事業、野洲川右岸線の整備事業等を予定いたしております。

ます。それなりの特例債を充当していこうと、こういうように考えております。

6点目の、その他重要な予算編成上の指針でございますが、これは冒頭にも申し上げましたように、やっぱり枠配分やシーリング枠は設けなくて、各部要求の中から優先度の高いものを、いわゆるゼロからの積み上げで歳入見込みに合わせて予算化をできるように努めていこうと、こういうことございまして、今予算の作成に至るまでの段階でございますから、この辺でご答弁とさせていただきたいと思っております。

あと、また部長の方からお答え申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、2点目の福祉と安全施策に関するご質問の中で、介護保険のご質問にお答えいたします。

第1点目の介護保険料増加の背景と課題に対する所見についてのご質問でございますが、今年度の保険料は、合併に伴いまして第2期の介護保険料算定の期間中に見直しを行ったものであります。考えられます本市の保険料の増加の背景、課題といたしましては複数の要因が影響しているものと考えております。大きくは高齢化が非常に進んでいるということと、給付率、利用者が非常に高い、多いということが挙げられます。

詳細につきましては、75歳以上の後期高齢者を中心に高齢化率が高く、年々進行しているという状況でございます。ちなみに、平成12年では75歳以上の後期高齢者が6.1%でございますが、16年度では7.5%という状況でございます。次に、要介護認定率が管内では2番目に高く、介護度別では中度、重度の率が県平均より高い率で推移している状況でございます。3点目でございますが、介護保険サービスの利用率が高く、その傾向が居宅サービスにおいて顕著であるということでもあります。本市での介護サービスの利用率は、16年度では82.9%ございまして、県では78.9%という状況であります。その他としまして、要介護の原因疾患として脳血管疾患を主とする循環器疾患や、関節炎等の筋骨格系の疾患や認知症が主要疾患であり、これらの疾患は予防が可能であり、予防対策を充実させる必要があるということが考えられます。

次に、第2点目の今年度の見直しのポイントと先に申し上げました課題との整合性、効果についてでございますが、制度改正の1点目として、介護予防に向けたサービスや事業を創設するなど、介護予防推進体制の確立であります。このことは、本市の認定率や受給率の適正化を図り、軽度の高齢者の自立支援につながり、要介護者の提言や、さらに介護の重度化を防ぐことができると考えております。

次に、改正の2点目としまして、住み慣れた地域で自立した生活を支える基盤整備についてですが、居宅サービスの受給率が高い本市の場合、即介護サービスにつなげるということではなく、保健・福祉・医療サービスの総合的な提供により、できるだけ自立した生活を長く維持することができます。また、在宅ケアの支援体制の確立をさらに進めていくことができると考えております。このため、保健師や社会福祉士等で構成いたします新設の地域包括支援センターの整備につきまして、現在準備を進めているところであります。

改正の3点目として、ケアマネジメントの見直しや介護サービス事業所の情報公開など、サービスの質を確保することにつきましては、介護の重度の防止や介護認定やケアプランの策定の公平、公正によりまして、適切なサービスを提供できると考えております。

次に、ご質問の第3点目で、介護保険事業の運営における市民負担増の軽減の提案でございますが、高齢になっても住み慣れた地域で家族や隣人と自立した生活を送ることは、誰もの願いであります。特に、地域住民の支え合いやボランティア活動には大きな期待があります。高齢になっても、また多少の障害があっても、歩いていける範囲でのサロンやご近所の見守りなど、地域での支え合いの多様な活動を活性化することによって、結果的に要介護高齢者の減少につながり、介護保険料の増加を防ぐことができると考えます。

今後急速に高齢化が進む本市にありましては、地域に根差した高齢者の支援体制が不可欠であります。現在、各学区ごとに取り組んでおります市民参加の地域福祉計画の策定や健康を考える会の中で話し合いを深め、地域の特性を踏まえた活動が開始できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の福祉と安全施設の中の公共施設のアスベスト調査とその対策についてのご質問にお答えいたします。

第1点目のアスベストの分析結果についてのご質問にお答えいたします。公共施設での吹き付け材のうち、アスベスト含有分析結果は先に報告いたしましたとおり、中主中学校、篠原小学校、中主B & G海洋センター、中主給食センター、野洲幼稚園、野洲中央公民館、文化ホールも含まれます - 及び野洲文化小劇場の7施設については、石綿の検出はありませんでした。野洲中学校渡り廊下天井裏で4%、野洲第1保育園天井裏で2%の白石綿の含有がありました。これを受けまして、野洲中学校渡り廊下及び野洲第1保育園保育室等の大気中アスベスト濃度を測定いたしました結果、最大値が1リットル中0.14本であり、

通常の大気中に含まれる濃度と変わらない数値でありました。なお、今回はご質問の建材等に含まれるアスベストの含有量の調査はいたしておりません。建材等に含まれる部分については、飛散の可能性が低いことから調査を行っておりません。

2点目の今後の対応であります。2施設については定期的に室内の大気中石綿濃度を測定し、環境保全に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 三和議員の児童の安全についてのご質問にお答えいたします。

学校への不審者侵入時における対応マニュアルにつきましては、市内すべての校園におきまして危機管理マニュアルを作成しており、毎年見直しを行い、点検を図って、不審者侵入想定訓練も行っているところでございます。

また、今年度は8月に校園管理職、教職員を対象に、不審者対応研修を実施いたしました。守山警察署員を招いて、実践的な講習会を開催しているところでございます。さらに、各校園でも同様の内容で主体的な講習会も行っております。

登下校の安全対策につきましては、児童の分団もしくは集団の登下校の徹底と、特に下校時における教職員による地域送り、SOSホームの適正箇所の見直し、交通面、防犯面における通学路の再点検等、今までの取り組みとあわせて指導いたしまして、安全対策の意識高揚に向けた啓発にも努めているところでございます。

また保護者、家族、地域の方々による今まで以上の積極的な見守り活動の協力を、あらゆる場を通じて依頼しているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部総括マネージャー。

都市建設部総括マネージャー（堤 文男君） 福祉と安全対策についてのご質問のうち、小林製薬跡地開発について、お答えをいたします。

まず、1点目のご質問でございますけれども、現時点における当該地での許認可申請につきましては、特にございません。ただし、土地を所有されている業者等から、分譲住宅を開発したいとの要望がございますけれども、本市における都市計画の基本的な方針であります都市計画マスタープランを、今年度から2カ年にわたって着手していることから、その中で方針を定め、その方針に基づいて推進していくと説明をいたしております。

次に、2点目でございますけれども、分譲住宅等区画の変更が行われる場合には、原則として市街化区域への区域区分の変更が必要になってくるものと考えております。

次に、3点目でございますけれども、当該地は市街化区域に隣接していることから、区域区分の変更に対して、最低必要面積は存在しないものと認識しております。また、当該地は、登記簿上ではございますけれども、約1.7ヘクタールの面積でございます。なお、区域区分の変更につきましては、野洲市独自で決定しているものではございませんで、大津湖南都市計画区域の中で協議、検討して決定していくものであります。

以上、回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 三和議員の3項目目でございますが、今後の農業施策について、ご答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の野洲市の農業安定化策振興策の現状と課題及び将来展望についてであります。まず日本の農業が抱えております緊急の課題として、農家人口の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加があり、また食生活の変化による米消費の減少、国際競争力に乏しい農産品等、このままでは日本の農業が遠からず崩壊するおそれがあり、食料の自給率向上ということからもゆゆしき事態となっております。

このようなことから、国におきましては、去る10月27日に経営所得安定対策等大綱が決定され、地域農業を担う意欲と能力のある個別経営、法人経営を育成、確保するため、担い手の主役として認定農業者をふやそうとしております。また、小規模の農家や兼業農家にも、また高齢者の方にも担い手の一員となっていただく方途として、一定の条件を備えた集落営農をふやそうとしております。これら担い手でなければ、麦大豆等の助成が受けられなくなります。これは、規模拡大を促すことにより、将来的に効率的で安定した農業経営が行えるようにするためでありまして、農地の荒廃を防ぐ意味もございます。

本市におきましても、同じ状況にありまして、今後の国の各種施策の動向を踏まえれば、これらの動きに遅れることなく対応していくことが重要と考えております。また、国の方針どおり積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目の担い手の育成と経営安定対策に対する野洲市の取り組みについてであります。県、市、JA等、関係団体が連携しながら、担い手の確保、また育成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第3点目の上記観点に係る18年度予算編成における予算措置の考慮についてござい

ますが、現在担い手育成対策事業といたしまして、みんなでがんばる集落営農促進実践事業補助金、また、農業経営基盤強化資金利子助成金、農業経営展開支援リース事業助成金、集落営農ステップアップ促進実践事業助成金などを予算化しておりまして、事業を推進しているところでございますけれども、引き続き18年度も実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 三和議員。

8番（三和郁子君） 今回より質問時間が短縮されておりますので、短く再質問に入らせていただきます。

まず、18年度予算編成についてですけれども、17年市議会の第1回定例会の市長方針に、合併の大きな意図は財政の効率化にあると解釈しているとの発言がありました。合併効果の創出と緊縮、そして適正規模の予算編成を強く求めておきます。

ただいまの答弁を踏まえまして、3点ほど質問いたしますが、合併して十分な助走期間が経過しております。緊急かつ最優先課題のはずの行政改革のプラン策定が先送りされていることが疑問に思えます。まず、行財政改革ありきのはずですが、プラン策定はいつから実践されるのか、再確認として質問いたします。

2点目ですが、子どもたちの施設の整備関係で、北野小学校の正門扉の開閉ふぐあい、ここでは何人かがけがをしているということも伺っておりますし、中主小学校におきましては、渡り廊下の支柱にさびがあったり、手すりにさびが強く出ていたり、そして今度給食センター整備事業が進みますけれども、受け入れ整備がまだされていないのではないかと思います。例えば、完全給食に伴う手洗い場、そして配膳場所など、そういう学校の受け入れ側の施設、これを早急点検と整備の予算配分の必要性を感じます。時間がありませんで一例ですけれども、このような整備のところを早急な予算配分を求めておきます。

第3点ですけれども、少人数学級、不登校対策、その他ですが、子どもたちのサポートをさらに手厚くする施策と予算配分、あわせて求めておきます。

介護保険料についてですが、1点伺います。地域密着型の福祉施策を推進するとの考えは今までたびたび聞いておりますけれども、システムの具体的な手法や実施までの手順を、もう少しブレイクダウンした中で説明をお願いいたします。

次に、公共施設のアスベスト調査と対策についてでございますが、将来的にはいずれすべての施設の解体、廃棄のときが来ますが、今預かる行政といたしまして、危険性につい

てしっかり調査をしていただき、そして後世にデータを伝える義務があります。しっかりした対応を求めておきます。

12月7日付で全議員にファックスが届きましたので、一応の認識の上で伺いますが、先行的に封じ込め処置した2施設、B & Gと給食センターですが、その場所についてはアスベストの含有はなかったということですか、確認をさせていただきます。もし、そうでないのなら、アスベストの含有量と働いていた方の健康診断はどのように考えておられますか。この2つの施設につきましては、定期的に先ほど測定するというふうな答弁がございましたが、その都度の報告をこれからお願いしておきます。

次に、子どもたちの安全についてですが、最近の事件は特に下校時の子どもたちが1人になったとき、そして人目につかない、そして人目の少ない場所をねらって犯行に及んでおります。

そこで、私は提言してお伺いいたしますが、見付けにくい、見落としている危険箇所を特定するために、少し視点を変えて、子どもたちの家と学校を結ぶ通学路において、1人で通学したとしたら、どこに危険箇所があるのかという観点から、家庭危険マップを各家庭で作成してもらって、そしてその家庭危険マップを集約すれば、実態に即した危険箇所をピックアップできる。そしてその場所を警戒すれば、犯罪者にチャンスを与えないことにつながるのではないかと思います。この危険マップは新年度ごとに新入児童の家庭危険マップを追加いたしまして、見直し、更新すれば、継続的で的確な危険予知や犯罪防止に役立つかと思えます。先ほど危機管理マニュアル作成を毎年見直して検討しているということでございますので、このことも取り入れることを再質問させていただきます。

次に、永原地先小林製薬跡地開発についてですが、新規の住宅開発は野洲市にとっても新たな自主財源創出となり、有効な経済効果となります。しかし、住民の皆さんにとっては、安全や資産価値が脅かされるようなことがあってはなりません。したがって、当該地の開発にあたっては、土壌の安全性について適当な機会をとらえて、行政の責任において把握願えることを願っておきます。

今後の農業の施策についてですが、担い手の育成と経営安定対策の指針に関して、農水省は平成17年10月27日、先ほども言われましたが、経営所得安定対策等大綱の中で、戦後農政を根本から見直すものと位置付けております。このことは、野洲市の農家にとっては、大規模ほ場整備事業の負担返済がようやく終わり、そして集落営農事業も軌道に乗りつつある矢先の政策転換であり、特に兼業農家の戸惑いと不安はとてつもなく大きいと

思われます。この意味から、行政は野洲市の農業基盤を間違いのないものにしっかり築かなければなりません。

このような観点から2点伺います。集落営農及び企業営農に供されている農地面積は、野洲市の保有農地に対してどの程度の割合になっておりますか。

第2点ですが、野洲市の統計では、兼業農家が91.5%あります。担い手農業施策に参画しない、あるいは参画できない兼業農家が圧倒的に多いのではないかと思われますが、どのような施策対応を考えているのか。

以上、2点お伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、平成18年度の予算関係の再質問でございますけれども、1点目の行財政改革のプラン作成はいつかというご質問でございますけれども、当初からご説明させていただいているように、17年度、18年度をかねまして行財政、また行政評価を含めて一体的に行っていくという形でございます。そういう中で、今年度につきましては、行政改革プロジェクトチームを庁舎内に設置いたしまして、その中で検討を重ねてきております。

そういう中で、国の方から今年度中に平成18年3月、今年度中に国が示しております集中改革プランの公表ということを示しておりますので、今現在その公表に向けて数値目標の設定等々の内部議論を重ねているところでございます。それが、今現在行財政改革の状況でございます。

そして、2点目の北野小学校、また3点目の子どもたちのサポートの点の来年度予算の関係でございますけれども、先ほど市長が申しましたように、ただいま、まだ予算編成中でございますので、お答えはできません。

そしてもう一点、アスベスト関係の再質問でございますけれども、建材等に含まれている部分での解体時の問題等をご指摘されたわけでございますけれども、当然今現在国の基準等も出ておりますので、工業施設の解体についてはそのマニュアルに沿って行っていく形でございます。

そして、封じ込めを行いました中主B & G海洋センター、また中主給食センターにつきましては、アスベストは含有されておりました。この時点では、露出をしている吹き付けということで、おそれがあるということで封じ込めをとりあえず行ったということでございます。このために、そこに従事しておりました職員の健康診断は行っておりませ

ん。

そして、先ほど、今現在吹き付けにおいて含有がありました野洲中学校、また野洲第1保育園の天井裏につきましては、先ほど申し上げましたように1リットル当たり最大値0.14本ということでございますので、大気中と変わらないということで、あえて健康診断は行っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 三和議員の再質問にお答えします。

下校時の安全につきましてですが、今校長会を通じまして点検に入っております通学路につきまして、私どもの方も交通安全の部分と不審者が隠れやすいところ、それからおっしゃるとおり1人になる地点から家までというあたりで安全マップをつくらうとしておりまして、方法の一つを教えていただいたと思います。

それから、このマップにつきましては、小さい子どもの目線というのは、この前も交通安全上傘を差したときに横断歩道の信号が見えないということもはっきりわかっておりますので、そういう部分でもチェックを入れていきまして、子どもの安全を守りたいと思っておりますので、またよろしくお願いします。

以上、回答とします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 介護保険に関します再度のご質問の中で、地域密着型の施策を今後どのように進めていくのか、あるいはシステムの具体的な方法についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の地域密着型の施策は、今回の法改正の大きな目玉でございまして、従来介護のいろいろなサービスというのは、特に施設に関しましては広域で整備をしていくというふうな形が出ておりましたけれども、先ほどの、ある程度の障害があっても歩いていける範囲内というような形を国の方も考えておりまして、今回それぞれの市町村ごとに、生活圏域を設定いたしまして、その生活圏域の中で施設をどういうふうに整備していくかということが出されております。

私どもも、この生活圏域、野洲市の中で生活圏域をどのように設定していけばいいのかということで、いろいろな角度で検討しました結果、現在この野洲市の中で3つの生活圏域を考えております。それは、一つは市長がいつも申し上げております特別養護老人ホー

ムがこの市に3カ所ございます。ちょうど、これが今現在の中学校区に1カ所というふうな整備になっておりますので、この24時間体制を中心とした3つの圏域を私どもの方で設定を考えております。一つは旧中主町のエリア、もう一つは祇王と北野のエリア、3つ目が篠原、三上、野洲のエリア、このエリアを生活圏域と考えております。この生活圏域ごとにそれぞれのグループホームの整備、あるいは小規模多機能の施設の整備、あるいは認知症の予防型の通所介護施設を今後10年間の計画の中で随時整備をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、新たな地域密着の中でシステムとして出てまいりましたのが、先ほど申し上げました地域包括支援センターでございます。この中には、先ほども申し上げましたが、保健師あるいはケアマネージャー、社会福祉士、この3つの職種がセンターに常勤いたしまして、それぞれの高齢者の相談、あるいは新しく給付になります新予防給付のマネジメント機能、あるいは高齢者の虐待防止のための事業等をこのセンターで行いたいと考えております。このセンターをどこに配置するかということでございますが、私どもの方も今種々検討をしているところで、運営方法は市の直営、あるいは民間委託はできるわけでございますが、内容からしましては、市の直営が一番いいというふうに判断をしまして、現在どういう配置をするかということで検討しているところでございます。これは、来年4月から配置し、稼働させる予定をしております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 三和議員の再質問でございますけれども、集落営農の市内全農地の中で占める面積割合というご質問であったと思っておりますけれども、野洲市水田農業推進協議会の中で、今現在野洲市水田農業ビジョンがあるわけでございますけれども、その現状のビジョンの中で、担い手への土地利用集積の目標という表があるわけでございますが、その中の表の数値を申し上げたいと思います。現状713ヘクタール土地利用集積の面積があるわけございまして、18年が一応中間目標ということになっております。18年度で1,000ヘクタール、22年の目標年次で1,450ヘクタールという目標面積となっております。割合としましては、数値的には出せませんので申しわけございません。

それと、2点目の兼業農家、市内で91.5%を占めるということで、その施策についての考え方ということでございますけれども、田中良隆議員の質問の中でもお答えをさ

せてもらっておりましたように、国の施策の中身につきましては、担い手の育成ということが最重点課題でございますので、本市といたしましても、担い手の育成、そうしたことで特定農業団体になっていただくための方策、各集落に説明会を現在回らせてもらっているわけですが、そうした特定農業団体になっていただくために説明をさせていただきます、担い手の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 三和議員。

8番（三和郁子君） まず子どもたちの安全についてですが、今まで防犯対策を提案してまいったことが多いのですが、やはり加害者をつくらないことも大事だと思うのですね。やはり一番もとの種々の機関との連絡をとりながら、加害者をつくらないということも考えながら、子どもたちを守っていただきたいと思ひますし、そして今総務部長の方から、早急ないろいろな防災が言われている中、給食センターができる中での受け入れ、そういう中で学校施設がかなり整備しなければならない、そういうものがあります。やはり現場に出向いていただいて、早急な点検と予算を立てていただくような、そういう方向性に持っていただきたいと思ひます。答えができないということですので、これはぜひとも子どもたちの安全のところですので、しっかり現場に出向いて行って下さい。時間がないので済みません。

市長の施策の中に、子どもたちの支援策等はさまざまな面で見えております。野洲市に住めば安心だ、安全だという、そういうまちづくりをさらに推し進めていただきたいというふうに願っておきます。

そして、農業施策について伺いますが、今次の農水省施策の枠組みに入れられない、あるいは入らない農家に対する何らかの施策も必要となります。私はその行政施策の一つとして提言したいと思ひますが、野洲市の大半を占める非農家の中には、農業に興味があったり、定年後に農業を本格的に経験してみたいといった方もおられると思ひます。このような方に、労働量において立ち行かなくなっている農家と協力して、農業を維持し、お互いにメリットを得るシステム、ペアリングファームシステムとでも申しましょうか、このようなシステムを構築して推進してみてもどうかというふうに考えますが、いかがなものでしょうか。所見をお伺いいたします。この農業問題は、農地は農地として守り続けることが将来の日本の環境、また緑豊かな野洲市の環境を決定することにもなりますので、しっかり

対応していただくことを願い、質問を終わります。

2点ほど回答をお願いします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の来年度予算についての再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、今現在予算編成中でありますので、今財政担当の方がそれぞれの原課から予算要求内容をヒアリングしている状況でございますので、今議員がご指摘されましたものが上がっているか、その辺もありますので、ヒアリングの中で十分現場を確かめていきたいと、このように考えておりますのでよろしくをお願いします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 三和議員の再々質問でございますけれども、非農家の方にもそうした農業をしていただくというペアリングファームシステムですか、ご提言ということでございますので、現在北櫻の方ではそうしたふれあい農園ということで、貸し農園を行っておる現状でございますけれども、そうしたところで非農家の方に関わっていただくのも一つの方策かと思っておりますけれども、担い手の育成対策につきましては、先ほどから申し上げております高齢者農家の方、あるいは小規模農家の方も、すべてその地域の集落営農組織に入らせていただく方策として、特定農業団体というものをいろいろ説明会で回らせてもらって説明をさせていただいているわけでございますので、それぞれそうした高齢者、あるいはまた女性の方もその組織に入らせていただきますと、それなりの、草刈りをしてみたり組織の一員として活動していただけるということでございますので、今三和議員がおっしゃっていただきました非農家の方のそうした施策につきましても、今後の検討課題ということで受けとめさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 5 0 分 休憩）

（午後 4 時 0 1 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三和議員。

8番（三和郁子君） 先ほどの質問の中で、不適切な言葉がございまして、訂正させていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第20番 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 20番、田中榮太郎でございます。

私は、子どもたちの心の教育イコール人づくりと思って質問させていただきます。

去る11月19日、文化ホールにおいて全国義民サミットが開催されました。そのときの出席者に、『郷土の偉人』という小冊子が配付され、野洲市の誇れる偉人の伝記が記載されておりました。野洲市の学校教育においても、先人のこの偉人たちについてどれほどの子どもたちが知っているだろうか。学校が荒れる、子どものしつけができないなどの社会環境の中であって、いま一度このような偉人のなし遂げた足跡について学ぶ時間を持つことにより、心の教育ができると思います。

野洲市におきましても、子どもたちにこのようなことを知らしめ、心の教育を学校教育の一環としてどのように伝えていかれるのか、お尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 野洲市における子どもたちの心の教育についてお答えいたします。

豊かな人間性をはぐくむ教育の充実は、本市におきます学校教育における第一の重点目標でありまして、各学校で目標の実現に向けて、道徳の時間をかなめとする計画的、組織的な心の教育を進めているところでございます。

さて、先般の天保義民顕彰事業、第9回全国義民サミット開催を機に、多くの関係者のお力添えをいただきまして、小中学生用読本『郷土の偉人』を発行いたしました。この読本については、小中学校や野洲図書館等に既に配付していますが、北村季吟、土川平兵衛、木辺成麿、大岡利右衛門、さらには祇王祇女の偉業を生徒に伝えると共に、これらの偉人の生き方に触れることを通しまして、子どもたちが自らの生き方を深く考えるように促そうとするものです。

そこで、今後は各学校の創意工夫のもと、道徳の時間や総合的な学習の時間等におきまして、この読本『郷土の偉人』を教材として活用する学習を教育課程に位置付けまして、郷土愛を培うと共に、郷土を築き上げてきた先人の心を受け継ぐ教育を推進していきます。

また、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、郷土のよさを子どもたちに熱く語るができる教師を育てるため、郷土の偉人や郷土史、あるいは郷土文化に関する教職員研修を実施していきたいと、このように思います。

さらに、郷土の偉人の業績をしのびつつ顕彰に努められている方々や、ボランティア活

動等を通して、地域社会に貢献されている方々の教育力を十分に活用させていただきまして、地域に開かれた学校運営を進めるように、各学校を指導していきます。

今後も校長のリーダーシップのもと、心の教育の充実に努め、郷土の偉人やその心を脈々と受け継ぐ、周囲の大人に心から感謝できる豊かな感性の子どもを育てていきたいと、このように思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 田中議員。

20番（田中榮太郎君） ただいまご回答をいただきました。これから進めていくというようなことでございましたけれども、心の教育にはいろいろな人々のふれあい、また経験によって新しい自分を見付けることができ、また教え方次第ではどんどんと興味がわくように教えていかなければならないと思うわけでございます。

私は今日まで、情報過多時代の子どもたちに出会う機会があるたびに、祇王祇女とか、祇王におかれましては校歌にも歌われておりますように、そのような偉人伝を尋ねましても、語る子どもが少ない。どれほどの子どもたちが知っているのであろうかなというような思いで質問をさせていただいたわけでございます。

あらゆる心の教育は、子どもは知ることによって人づくりに非常に役に立つと言われております。そのような教育をこれから行っていくということでございますけれども、もう既に今日までこのような教育がなされていると思っておりましたが、これからこのような人づくりを進めていくと、これは結構なことでございますが、いろいろ教える中の過程において、実際今話をしておりますように、子どもがその語りをできるようにしっかりと教えていかなければならない。ただ、伝えを教育の過程として言いつばなしでは、私はこれは立派に子どもが伝承していかないのではなからうかなという思いでございます。

そのようなことで、学校全体として次世代を担う子どもたちの心の教育、すなわち人づくりの今後の子どもの心を見ながら、どのような課題解決をされて進めていかれるのか。また、問題として進めていかれるのか、その点お答えをお願いしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員に、2つに分けましてお答えをさせていただきます。

まずは、郷土の偉人について、子どもたちが語るができない、よくわかっていないと、こういうことだと思うのですけれども、この点につきましてですけれども、今後、地域の顕彰事業がございますね。そういうところにできるだけ子どもたちを参加させてはど

うかなと、こんなことを思います。ただし、子どもたちがよくわからない。行っても。それではやっぱりだめだと思うのです。ですから、子どもたちが行って、ああそうか、なるほどと思えるような授業を進めていただかなくてはいけないだろうなど。これは教員もそこに参加するなり、一部入っていますけれども、顕彰事業に行っていますけれども、子どもたちは余り行っていませんね。そういうようなことの改善が必要だろうと思います。

それから、各学校でこの取り組みをしましたら、取り組みの状況を教育研究所が情報を集めまして、各学校にこういう取り組みがありますよと紹介していくとか、そういうふうにして学校に広げていけばどうかと、こんなことも思います。

それから、今後の、偉人を含めてですけれども、心の教育の進め方についてのお尋ねであったというふうに思います。そのかなめはやはり道徳教育ですよね。道徳教育は道徳の時間に道徳の授業をする、これが大事ですね。それからもう一つ、道徳教育というのは、学校の全教育課程の中全体で道徳教育をやる。ですから、朝の会、帰りの会、授業中もすべてそこで人間としての生き方を教えていく。これは社会教育でも、例えば子どもたちがスポーツをする。ルールに従って、そして友達と助け合って、これも道徳だろうと思います。心の教育だろうというふうに思います。

そういうように、道徳の時間がかなめにはなりますけれども、広く社会教育も含め、学校教育全体で心の教育を進めていかなければいけない、そのようにとらえております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中議員。

20番（田中榮太郎君） 今後のまちづくりにおいて、ものをつくるのも必要でございますけれども、やはり全国に誇れる人づくりも必要と思いますので、今後真剣に取り組んでいただきまして、立派な人を育てていただきますよう、要望いたしまして終わります。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでございました。(午後4時15分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年12月13日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                本田章紘

署名議員                三和郁子